

平成30年度

山梨県交通安全実施計画

山梨県交通安全対策会議

ま え が き

この交通安全実施計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第25条第3項の規定に基づき、平成29年度に講ずべき、本県における陸上交通の安全に関する施策を定めたものであり、第10次山梨県交通安全計画（平成28年度から平成32年度までの5か年計画。以下「計画」という。）の各章の「講じようとする施策」について、第3年次事業として実施するものである。

第10次山梨県交通安全計画では、最終年(平成32年)における交通事故発生件数4,400件以下、交通事故死者数30人以下という目標を掲げています。

計画の目標が達成されるよう、市町村をはじめ関係機関・団体等の御協力をいただき中、道路交通環境の整備、交通安全思想の普及徹底、安全運転の確保等、各政策の推進に努めて参ります。

平成30年度 山梨県交通安全実施計画

目 次

1 道路交通の安全

第1 道路交通環境の整備	1
1 交通安全施設等の整備	1
交通規制課、甲府河川国道事務所、中日本高速道路株式会社、耕地課 治山林道課、道路整備課、道路管理課、道路公社	
2 交通環境の整備	9
道路管理課、交通規制課、甲府河川国道事務所、子育て支援課、都市計画課	
第2 交通安全思想の普及徹底	15
1 段階的かつ体系的、効果的な交通安全教育の普及・推進	15
私学・科学振興課、スポーツ健康課、義務教育課、高校教育課 高校教育・特別支援教育課、社会教育課、子育て支援課、健康長寿推進課 交通政策課、交通企画課	
2 交通安全に関する普及啓発活動の推進	21
交通政策課、エネルギー政策課、交通企画課、交通指導課、運転免許課	
3 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等	26
交通政策課	
4 市町村の交通安全対策推進に対する働きかけ	26
交通政策課	
第3 安全運転の確保	27
1 運転者教育等の充実	27
運転免許課、甲府保護観察所、関東運輸局山梨運輸支局	
2 運転免許制度の改善	30
運転免許課	
3 安全運転管理の推進	31
交通企画課	
4 自動車運送事業者の安全対策の充実	32
関東運輸局山梨運輸支局	

5	交通労働災害の防止等 -----	3 3
	山梨労働局	
6	道路交通に関する情報の充実 -----	3 4
	甲府地方气象台、甲府河川国道事務所、道路管理課、交通規制課 関東総合通信局	
第4	車両の安全性の確保 -----	3 8
1	自動車アセスメント情報の提供等 -----	3 8
	関東運輸局山梨運輸支局	
2	自動車の検査及び点検整備の充実 -----	3 8
	関東運輸局山梨運輸支局	
3	リコール制度の充実・強化 -----	4 0
	関東運輸局山梨運輸支局	
4	自転車の安全性の確保 -----	4 0
	交通企画課	
第5	道路交通秩序の維持 -----	4 1
1	交通指導取締りの強化等 -----	4 1
	交通指導課、甲府河川国道事務所、高速道路交通警察隊	
2	交通犯罪捜査及び交通事故事件捜査体制の強化 -----	4 4
	交通指導課	
3	暴走族対策の強化 -----	4 5
	交通政策課、交通指導課	
第6	救助・救急活動の充実 -----	4 6
1	救助・救急体制の整備 -----	4 6
	消防保安課	
2	救急医療体制の充実 -----	4 7
	医務課	
第7	被害者支援の充実と推進 -----	4 8
1	自動車損害賠償保険制度の充実等 -----	4 8
	関東運輸局山梨運輸支局	

2 損害賠償の請求についての援助等	4 9
県民生活センター	

3 交通事故被害者支援の充実強化	5 0
関東運輸局山梨運輸支局、甲府地方検察庁、高校教育課	

2 鉄道交通の安全

第1 鉄道交通環境の整備	5 4
--------------	-----

1 線路施設、信号、保安設備等の整備	5 4
東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、富士急行株式会社	

第2 鉄道の安全な運行の確保	5 7
----------------	-----

1 全 般	5 7
東日本旅客鉄道株式会社、富士急行株式会社	

2 気象情報等の充実	6 0
甲府地方气象台	

3 踏切道における交通の安全

第1 踏切道における交通の安全	6 1
-----------------	-----

1 全 般	6 1
東日本旅客鉄道株式会社、富士急行株式会社	

1 道路交通の安全

第1 道路交通環境の整備
1 交通安全施設等の整備

実施機関	県公安委員会（警察本部交通規制課）		
<p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>交通事故抑止・事故危険箇所対策・新設道路対策・通学路対策及び交通バリアフリー対策などの各種交通安全対策とともに信号機等交通安全施設の改良・更新等を推進し、地域住民等の安全で安心な生活環境を確保するための道路交通環境整備対策を推進する。</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>特定交通安全施設等整備事業（平成30年度当初予算）</p>			
区 分	事業量	事業費（千円）	
交通管制機器等の更新	26基	203,532	
交通信号機の改良等	48基	71,230	
その他		172,728	
合計		447,490	
<p>県単交通安全施設等整備事業（平成30年度当初予算）</p>			
区 分	事業量	事業費（千円）	
交通信号機	15基	111,257	
道路標識	831本	224,939	
道路標示	116,753m	120,419	
その他		118,760	
合計		575,375	

実施機関

国土交通省甲府河川国道事務所

1 実施計画の方針及び重点

交通の安全と円滑化を図るため、公安委員会、関係機関と連携を図り、道路の改良、道路標識及び区画線等の整備を推進する。

2 実施計画の内容

(平成30年度当初)

箇所名		事業費 (千円)	備考
国道20号	四方津地区歩道整備(上野原市)	84,000	
	初狩地区歩道整備(大月市)	135,000	
	上阿原交差点改良(甲府市)	57,000	
	武川地区歩道整備(北杜市)	15,000	
国道52号	鯉沢地区歩道整備(富士川町)	63,000	
	貢川地区歩道整備(甲府市)	9,000	
国道138号	山中湖自転車歩行者道整備(山中湖村)	69,000	
国道139号	本栖地区歩道整備(富士河口湖町)	30,000	
	鳴沢地区歩道整備	30,000	
	上暮地歩道整備(富士吉田市)	51,000	
	都留文大入口交差点改良(都留市)	3,000	
種		546,000	
種		208,000	
事業費(種+種)合計		754,000	

実施機関	中日本高速道路株式会社八王子支社 甲府保全・サービスセンター 大月保全・サービスセンター
<p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>私たちは、安全を何よりも優先し、安心・快適な高速道路空間を24時間365日お届けいたします。</p> <p>そのためには、交通安全施設の整備、適切な維持管理、情報提供の充実を図ることで交通事故防止や高速道路の改善をグループ一体で取り組んでいきます。</p> <p>2 実施計画の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 高機能舗装による路面改良を推進し、安全・安心・快適な高速道路路面を提供する。 (2) 道路情報設備やポスター・パンフレットなどの広報物の配布・掲示や交通安全セミナーの実施により交通安全に対する啓発を積極的に実施し事故防止を図る。 (3) 路上停止の故障車に対しては、後尾警戒と併せて、乗員に高速道路の危険性を説明するなど、事故の未然防止を図る。 (4) ETCレーンにおける安全性の向上に努める。 (5) 逆走防止装置を活用し、安全対策を高める。 (6) 双葉SA・談合坂SAなどの休憩施設で、交通安全に係る啓発活動を積極的に実施する。 (7) 双葉SA・談合坂SAにおける混雑及び渋滞対策を推進する。 (8) 警察機関等と一体となった交通安全対策をさらに強化する。 (9) 交通安全セミナーを積極的に開催し、事故発生状況や安全のポイントなどを直接お客さまに伝え、安全運転の向上を図る。 	

実施機関	県農政部（耕地課）
------	-----------

1 実施計画の方針及び重点

農道整備事業は、農産物の流通や地域振興を図る広域農道などの基幹農道から営農の利便性を図る耕作道路などまで、地域の特性を生かした整備を進める。

農道の安全対策については、地域営農の実体を踏まえた中で、安全かつ円滑な交通が確保されるよう、防護柵や標識などの安全施設を必要箇所に整備する。

2 実施計画の内容 H30

種 別	地区数	区 分	事 業 量 (m)	事 業 費 (千円)
国庫補助事業	31	農道改良	10,995	1,438,756
		農道舗装	9,408	219,484
県単事業	2	農道改良	223	90,000
		農道舗装	924	35,855
合 計				1,784,095

実施機関	県森林環境部（治山林道課）
------	---------------

1 実施計画の方針及び重点

林道は、急峻な山岳地帯に位置し、事故の発生要因の多い道路であることから、交通の安全確保を図るため、軟弱路肩、急カーブ、法面の崩落等の改良及び舗装、ガードレール、落石防護施設、標識板等の設置・修繕を行うとともに、大雨、降雪などの異常気象時においては通行規制を実施する。

2 実施計画の内容

種 別	区 分	事 業 量		
		路線数(箇所)	延 長 (m)	事 業 費 (千円)
国庫補助事業	林道改良	6	488	274,519
	林道舗装	3	2,200	108,738
県単事業	林道改良	53	-	95,994
	林道整備	11	2,494	630,000
計		73	5,182	1,109,251

実施機関

県土整備部（道路整備課）

1 実施計画の方針及び重点

一般道路に比較して死傷事故率が低く安全性の高い高規格幹線道路やこれと連携して骨格道路網を構成する地域高規格道路をはじめ、住民の日常生活を支える国・県道の整備を推進し、交流を支える交通体系を充実させ、安全な道路交通環境の形成を図る。

2 実施計画の内容

事業名	路線名	事業費(千円)
国道橋りょう改築費	国道140号 外1路線	2,690,250
緊急道路整備改築費	割子切石線 外65路線	7,982,291
広域連携道路事業費	高畑谷村停車場線 外11路線	1,733,800
県単独道路改築費	南アルプス公園線 外37路線	2,073,986
道路橋りょう管理費		1,186
合 計		14,481,513

実施機関	県土整備部（道路管理課）																
<p>1 実施計画の方針及び重点 緊急輸送路に指定されている道路を中心に防震災対策工事を実施して、安全性・信頼性の高い道路網の形成を図る。</p> <p>2 実施計画の内容</p> <table border="1" data-bbox="344 607 1465 752"> <thead> <tr> <th data-bbox="344 607 679 656">事業名</th> <th data-bbox="683 607 1142 656">路線名</th> <th data-bbox="1145 607 1465 656">事業費（千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="344 660 679 701">緊急道路整備修繕費</td> <td data-bbox="683 660 1142 701">国道140号 外34路線</td> <td data-bbox="1145 660 1465 701">3,327,746</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="344 705 1142 752">合 計</td> <td data-bbox="1145 705 1465 752">3,327,746</td> </tr> </tbody> </table>			事業名	路線名	事業費（千円）	緊急道路整備修繕費	国道140号 外34路線	3,327,746	合 計		3,327,746						
事業名	路線名	事業費（千円）															
緊急道路整備修繕費	国道140号 外34路線	3,327,746															
合 計		3,327,746															
実施機関	県土整備部（道路管理課）																
<p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>歩行者、自転車利用者の保護を重点とし、歩道、自転車歩行者道等の整備をはじめ、道路標識、防護柵及び区画線等を整備する。</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>(1) 緊急道路整備修繕事業（交通安全関係）</p> <table border="1" data-bbox="347 1335 1362 1632"> <thead> <tr> <th data-bbox="347 1335 627 1391">区 分</th> <th data-bbox="630 1335 1082 1391">事業内容</th> <th data-bbox="1085 1335 1362 1391">事業費（千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="347 1395 627 1451">歩道</td> <td data-bbox="630 1395 1082 1451">工事1.25 km、用地補償、測試</td> <td data-bbox="1085 1395 1362 1451">450,807</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 1456 627 1512">交差点改良</td> <td data-bbox="630 1456 1082 1512">工事3箇所、用地補償</td> <td data-bbox="1085 1456 1362 1512">160,775</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 1516 627 1572">安全施設</td> <td data-bbox="630 1516 1082 1572">工事1式、点検一式</td> <td data-bbox="1085 1516 1362 1572">120,270</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="347 1576 1082 1632">合 計</td> <td data-bbox="1085 1576 1362 1632">731,852</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	事業内容	事業費（千円）	歩道	工事1.25 km、用地補償、測試	450,807	交差点改良	工事3箇所、用地補償	160,775	安全施設	工事1式、点検一式	120,270	合 計		731,852
区 分	事業内容	事業費（千円）															
歩道	工事1.25 km、用地補償、測試	450,807															
交差点改良	工事3箇所、用地補償	160,775															
安全施設	工事1式、点検一式	120,270															
合 計		731,852															

(2) 広域連携道路修繕事業（交通安全関係）

区 分	事 業 内 容	事 業 費(千円)
歩 道	工事 1式	90,000
合 計		90,000

(3) 県単独交通対策道路事業

区 分	路 線 名 等	事 業 費(千円)
交差点改良等	甲府精進湖線外	78,400
事故危険箇所対策	甲府葦崎線外	94,080
標識・区画線・防護柵等	甲府葦崎線外	171,360
合 計		343,840

実施機関

山梨県道路公社

1 実施計画の方針及び重点

道路を常時良好な状態に保つよう努めるとともに、道路施設の整備を実施するなど、交通の安全と円滑化を図る。

2 実施計画の内容

区 分	単 位	事 業 量	事 業 費 (千円)
防護柵設置・補修	km	0.2	6,000
区画線設置・補修	km	3.4	1,360
舗装補修	m ²	12,750	69,640
合 計			77,000

2 交通環境の整備

実施機関	県国土整備部（道路管理課） 県公安委員会（警察本部交通規制課）
<p>1 実施計画の方針及び内容</p> <p>交通事故を防止するための各種交通安全対策を推進し、交通事故総量の抑制を図るとともに、地域住民等の安全な通行権の確保など安全で住みよい生活環境を確保するための各種対策を推進する。</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>(1) 歩行者等の安全通行の確保</p> <p>ア 歩行空間のバリアフリー化の推進 高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、新バリアフリー法による安全かつ安心して歩行できる空間の確保対策を推進する。</p> <p>イ 通学路対策の推進 通学路における安全対策は、通学児童・生徒を交通事故から守る観点から継続的かつ集中的に行う必要性の高い対策であることから、ゾーン30等を含めた交通規制、交通安全施設の整備、道路管理者と連携した交通安全対策を実施していく。</p> <p>(2) 幹線道路等における交通の安全と円滑の確保</p> <p>事故危険箇所対策の推進 第4次社会資本整備重点計画（平成27年度～32年度）における事故危険箇所（県管理23箇所）について、交通事故分析を行うとともに事故要因に沿った効果的な各種対策を推進する。</p> <p>(3) 交通安全施設の整備</p> <p>ア 施設の改良・更新 道路交通環境の変化や信号機等交通安全施設の老朽化等による施設の機能低下・故障等に対応するため、信号機改良や道路標示を始めとする施設更新等の事業を推進する。</p> <p>イ 高度道路交通システム（ITS）の推進 新交通管理システム（UTMS）等の整備促進を図るため、交通情報収集提供装置（光ビーコン）の更新整備を進め、安全運転支援システムの整備基盤の拡充を図る。</p> <p>(4) 災害対策基本法に基づく交通規制等の措置の強化</p> <p>災害発生時は、緊急交通路を確保し、被災地への車両の流入抑制等の交通規制を迅速かつ的確に実施する。 災害対策基本法に基づく通行禁止等の交通規制を迅速かつ的確に行うため、信号制御や災害用規制標示により、被災地への車両の流入を抑制するとともに、迂回指示や広報を行い、併せて災害等により停電が発生しても自動的に信号機を点灯させる交通信号機電源付加装置の整備を推進する。</p>	

(5) 道路法に基づく交通規制等の措置の推進

- ア 道路構造との関係において、必要とされる車両の通行制限違反に対する指導を強力に実施する。
- イ 災害、異常気象等に伴う交通事故の発生を防止するため、関係機関と協力して異常気象、地すべり、落石等の車両の通行に危険を及ぼすおそれのある場合の交通規制に関する基準に基づき適切な交通規制を実施する。
- ウ 車両積載物の落下防止等の措置制限に基づき積載の不适当車両の指導を強化する。

実施機関	国土交通省甲府河川国道事務所
<p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>(1) 歩行者等の通行の安全確保 (2) 幹線道路等における交通の安全と円滑化 (3) 交通安全施設の整備・更新 (4) 道路占用の適正化 (5) 道路法に基づく通行の規制又は制限</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>(1) 歩行者等の通行の安全確保</p> <p>ア 生活道路における交通安全対策の推進 エリア進入部におけるハンプや狭さくの設定等によるエリア内への通過車両の抑制対策を推進する。</p> <p>イ 歩行空間バリアフリー化の推進 乗降者数の多い主要駅及び県内の高齢者の施設や学校周辺等において、歩道の整備、歩道の段差・勾配等の改善を推進する。</p> <p>ウ 安全・快適な歩行者通行及び自転車利用環境の整備 車両と歩行者等の交通が分離されていないため歩行者等の交通事故が発生する恐れが大きいと認められる道路及び通学路など、整備が必要と認められる道路について歩道・自転車道等の整備を推進する。</p> <p>(2) 幹線道路等における交通の安全と円滑の確保</p> <p>ア 第4次社会資本整備重点計画（平成28～32年度）における事故危険箇所（直轄14箇所）について、交通事故分析を行うとともに事故原因に沿った効果的な各種対策を推進する。</p> <p>イ 「事故ゼロプラン」に基づいて選定した事故対策が優先的に必要な箇所（直轄H22：37箇所、H23：3箇所、H25：120箇所、H26：2箇所、H27：4箇所、H28：2箇所、H29：2箇所）について、事故原因に沿った効果的な各種対策を推進。</p> <p>(3) 交通安全施設の整備・更新</p> <p>ア 区画線の老朽化に伴う更新を実施する。</p> <p>イ 道路標識の更新整備等を継続して推進する。</p> <p>(4) 道路占用の適正化</p> <p>ア 道路占用の許可は、道路法に基づく道路占有許可基準により、厳正に取り扱うものとする。特に、新規の道路占有については、必要上やむを得ない場合の他許可しない方針とする。</p> <p>イ 道路上の商品の陳列、のぼり旗、自動販売機、捨て看板等の不法占有物件等通行の妨げになっているものについて、道路管理者の他、必要に応じて関係機関との協力により道路パトロールを強化し、その排除に努める。</p> <p>ウ 道路環境の整備、道路占用の適正化を図るため、沿道住民及び道路利用者に広報を通じて道路愛護思想の普及を図る。</p> <p>エ 道路の掘削を伴う工事については、無秩序な掘り返し、沿道への公害及び事故防止を図るとともに、道路利用者の不便を緩和するため、「国道占有企業者協議会」を活用し、工</p>	

事の施工時期を調整し、工事施工者に対して、保安上必要な措置を講じさせるなど、安全確保のための措置について指導監督を強化する。

- (5) 道路法に基づく通行の規制又は制限
道路の構造を保全し又は交通の危険を防止するため、必要に応じ下記の規制又は制限を行う。

ア 道路法第46条関係

異常気象等により交通が危険であると認められる場合

平素から住民並びにドライバーに理解と協力を訴え、警察関係、報道関係等の協力を得て、規制するものとする。

道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合

道路情報等を出すとともに、工事案内標識、交通整理員又は信号機、その他の保安施設を配置し、工事中の交通事故防止に努める。

イ 道路法第47条関係

車両制限令による車両の幅、重量、高さ、長さ等のいずれかが最高限度を超える車両の取締を実施する。

実施機関	県福祉保健部（子育て支援課）
<p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>(1) 児童館等の整備及び活用 (2) 安全な遊び場の確保</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>(1) 児童館等の整備及び活用</p> <p>児童館等は、児童福祉法（第40条）による児童厚生施設であり、児童に健全な遊び場を与えてその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的にしているが、児童の交通事故防止にも資するものである。</p> <p>平成29年5月1日現在、児童館等は70カ所設置されている。（甲府市6カ所、甲州市3カ所、山梨市3カ所、大月市1カ所、韮崎市4カ所、南アルプス市6カ所、甲斐市10カ所、笛吹市6カ所、北杜市4カ所、中央市11カ所、南部町2カ所、昭和町4カ所、西桂町1カ所、富士河口湖町2カ所、忍野村1カ所、身延町1カ所、富士川町2カ所、市川三郷町3カ所）</p> <p>(2) 安全な遊び場の確保</p> <p>ア 愛宕山こどもの国及び愛宕山少年自然の家の活用</p> <p>愛宕山こどもの国は、児童を交通事故から守るとともに、みどりと太陽の美しい自然環境の中で、子どもたちがのびのびと遊ぶことを通じて、健全な心身と豊かな情操を養うことを目的に設置してある。</p> <p>広さ約45ヘクタールの敷地内に、科学館、自由広場、キャンプ場、変形自転車広場、芝生広場、少年自然の家等の施設、設備がある。</p> <p>本年度も引き続き、次のことを促進する。</p> <p>愛宕山こどもの国及び少年自然の家の利用促進（宿泊定員150人）</p> <p>遊具、変形自転車利用者の安全指導</p> <p>青少年の健全育成に資するイベントの促進（愛宕山子どもフェスティバル、ファミリーサマーキャンプ、あたごやま自然観察会、夏のアドベンチャーinあたご山など）</p> <p>施設・設備の維持管理</p> <p>イ 企業のグラウンド、空き地等の社会資源を活用するなかで、児童が安心して遊べる魅力的な遊び場の確保のための事業の推進を図る。</p>	

実施機関

県土整備部（都市計画課）

都市公園の整備

1 実施計画の方針及び重点

交通弱者である老人や子供のスポーツ・レクリエーション施設、又、遊び場となる公園施設の長寿命化を推進する。

2 実施計画の内容

都市公園の整備（平成30年度当初）

区 分	事業費（千円）	備 考
大規模公園	300,262	4箇所（富士北麓、富士川クラフト、 曾根丘陵、桂川ウェルネスパーク）
都市基幹公園	527,404	5箇所（小瀬スポーツ、緑が丘スポーツ、 御勅使南、笛吹川フルーツ、舞鶴城）

都市計画道路の整備

1 実施計画の方針及び重点

都市部における自動車・自転車・歩行者の交通環境の安全性と快適性を確保するために、街路整備事業（都市計画道路の整備）を推進する。

2 実施計画の内容

平成30年度当初

（街路事業）

区 分	路線数・箇所数	事業費（千円）	備 考
県 施 行	13路線 19工区	2,121,567	
市町村施行	3路線 4箇所	2,719,000	
計	16路線 23箇所	4,840,567	1路線重複 別箇所

第2 交通安全思想の普及徹底

1 段階的かつ体系的、効果的な交通安全教育の普及・推進

実施機関	県民生活部（私学・科学振興課） 県教育委員会（スポーツ健康課、義務教育課、高校教育課、高校改革・特別支援教育課）
<p style="text-align: center;">学校における交通安全教育の機会の確保</p> <p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>(1) 教科、道徳科、特別活動等、学校教育活動全体を通して、適切な時期に指導時間を確保する。</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>(1) 「体育」「保健体育」等、教科指導においては、実践力を高める指導に努める。</p> <p>(2) 道徳教育においては、自他の生命を尊重する心を育てることや安全及びきまりの意義等に関する指導の充実を図る。</p> <p>(3) 特別活動（学級・ホームルーム活動、児童・生徒会活動、学校行事等）においては、交通安全に関する指導を重点化する。</p> <p>(4) 安全に関する指導においては、交通安全に関する内容を重視し、地域の実態及び発達の段階に考慮して指導する。</p> <p style="text-align: center;">学校における交通安全教育の充実</p> <p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>(1) 学校における交通安全教育の充実と指導体制の確立</p> <p>(2) 児童生徒の実態に応じた計画的な指導内容と指導方法の工夫</p> <p>(3) 家庭、地域及び警察等関係機関との緊密な協力連携</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>(1) 交通事故防止の積極的推進</p> <p>ア 安全に関する指導において、交通安全に関する情報を正しく判断し、安全のための行動に結びつくよう指導の充実に努める。</p> <p>イ 「危険の予測と回避」など、交通安全に必要な技能と知識を十分に習得できるよう実践的な指導を進める。</p> <p>ウ 交通安全教育に関する教育教材等の積極的な活用など、指導方法を工夫し、実践的に考えて判断する力等の評価を行う。</p> <p>エ 各種交通安全運動の周知及び趣旨徹底を図る。</p> <p>(2) 登下校時の安全管理</p> <p>ア 通学路の定期的な安全点検を行い、整備が必要な箇所について関係機関に要望する。</p> <p>イ 交差点、生活道路等における計画的な街頭指導を実施する。</p> <p>ウ 自転車安全利用五則の周知徹底に努め、歩行者の保護や二人乗り・傘差し片手運転・無灯火及び並列走行の禁止等、自転車運転マナ - の向上を図る。</p> <p>エ 自転車の整備、点検指導を徹底する。</p> <p>オ 高校生の原動機付自転車等の安全運転指導を徹底する。</p> <p>カ スクールバスの安全な乗車について、日常的に指導を行う。</p>	

(3)各種講習会、研修会等の開催

- ア 交通安全教育に関する校内の研究会及び会議を充実させるとともに、青少年育成などの地域委員会等、地域と連携して交通事故防止に努める。
- イ 学校警察補導連絡中央協議会、中・高等学校の生徒指導主事部会等、交通安全の担当者が、集まるあらゆる機会を利用して研修の場を設け、交通安全指導の充実に努める。

(4)交通安全指導のための事業推進

- ア 県警察本部、県交通安全協会の主催する「交通安全子供自転車大会」に協力する。
- イ 県交通安全協会等の主催する「中学生交通安全弁論大会」に協力する。
- ウ 県交通安全協会等の主催する「二輪車安全運転山梨県大会」に協力する。
- エ 県二輪車安全運転推進委員会の協力を得て、高等学校ごとに二輪車安全運転講習会を開催する。
- オ 県自転車軽自動車商協同組合の協力を得て、自転車安全点検を実施する。
- カ 年間を通じて、高校生の通学時マナーアップ運動を実施する。
- キ 高校生の“交通事故・違反「0」3か月運動”を設定し、交通安全意識の高揚を図る。
- ク セーフティードライブ・チャレンジ123への積極的な参加を図る。

実施機関	県教育委員会（社会教育課）
<p style="text-align: center;">生涯各期にわたる交通安全教育の機会の確保と充実</p> <p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>交通安全教育の徹底は、人命尊重に基づく住みよい地域づくりに欠くことのできないものであり、社会教育への要請と期待はますます高まっている。</p> <p>このため、交通弱者といわれる高齢者や、幼児をもつ親を対象とした学級・講座をはじめ生涯各期にわたる各種の学習機会を利用して、交通ルールの遵守、交通安全意識の高揚と実践化を図る。</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>(1) 子どもをもつ親を対象とする交通安全教育の推進</p> <p>ア 家庭教育推進事業における各種子育て講座で啓発するとともに、テレビ番組「子育て日記」に安全教育に関する情報を発信する。</p> <p>イ 私立幼稚園PTA連合会、保育所保護者連合会の学習会に、幼児のための安全指導を取り入れるよう働きかける。</p> <p>(2) 青少年・女性・成人を対象とする各種講座における交通安全思想の普及・徹底</p> <p>ア 青少年対象 青少年地域活動（仲間づくり、奉仕活動、地域づくり）等を通して、交通安全意識の高揚と実践を図る。</p> <p>イ 女性対象 女性団体の活動、ボランティア活動等における学習と安全運動への参加促進を図る。</p> <p>ウ 成人対象 各種団体指導者研修等において、交通安全を促し、交通安全運動の輪を広げるよう努める。</p> <p>(3) 高齢者を対象とする交通安全思想の普及・徹底</p> <p>とくに高齢者には「山梨ことぶき勸学院」における学習講座を通し、交通安全に対する関心を高め自ら実践する態度をかん養する。</p> <p style="text-align: center;">地域社会における交通安全教育の推進</p> <p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>地域社会の実情に即した交通事故防止の徹底を図るため、各種公民館活動や地域の社会教育関係団体の活動を指導支援するなかで、交通安全思想の普及と実践化を促進する。</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>(1) 青少年団体、女性団体、成人団体等に対し、交通安全思想の普及徹底を図るための学習と安全活動への参加を促進する。</p> <p>(2) 少年自然の家・青少年自然の里や、市町村の公民館等社会教育施設における事業等を通して、交通安全思想の普及啓発を図る。</p>	

実施機関	県民生活部(私学・科学振興課) 県福祉保健部(子育て支援課) 県教育委員会(義務教育課)
<p style="text-align: center;">幼児の交通安全教育の徹底</p> <p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>(1) 幼稚園・保育所(園)等における交通安全指導の徹底</p> <p>(2) 幼稚園・保育所(園)等における交通安全対策の確立</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>(1) 幼稚園・保育所(園)等における交通安全指導の徹底</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 幼児の生活の中に、交通規則を守り安全に留意する習慣の形成を年齢差や個人差に基づいた日常の指導をとおして図る。</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 教師・保育士を対象とした交通安全の講習会・研修会を開催し、指導の徹底を図る。</p> <p>(2) 幼稚園・保育所(園)等における交通安全対策の確立</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 幼児の登降園の途上における安全の確保を図る。</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 保護者、地域社会及び警察等関係機関との連携を密にし、特にチャイルドシートの着用効果の啓発や正しい着用の徹底を図り、幼児の事故防止を図る。</p>	

実施機関	県教育委員会（社会教育課）
<p style="text-align: center;">青少年に対する交通安全思想の普及及び啓発の推進</p> <p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>青少年に対する交通安全思想の普及と意識啓発の徹底</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>青少年及び青少年健全育成関係者に対する交通安全思想の普及・啓発</p> <p>（１）青少年育成山梨県民会議及び市町村民会議、青少年育成カウンセラー等の実施する青少年健全育成活動を通して、地域の青少年に交通安全思想の普及・啓発を図る。</p> <p>（２）青少年育成指導者や青少年で構成される青少年関係団体が行う事業活動を通じて、その構成員や事業参加者に交通安全思想の普及・啓発を図る。</p> <p>（３）「青少年非行・被害防止県民大会」等の各種イベントにおいて、その参加者に交通安全思想の普及・啓発を図る。</p>	
実施機関	県福祉保健部（健康長寿推進課）
<p style="text-align: center;">高齢者に対する交通安全思想の普及及び啓発の推進</p> <p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>高齢者に対する交通安全思想の普及と安全思想の普及と意識啓発</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>「健康長寿やまなしプラン」に掲げる高齢者を交通事故から守る取り組みを推進し、交通安全思想の普及・啓発を図る。</p>	

実施機関	県リニア交通局（交通政策課） 県公安委員会（警察本部交通企画課）
<p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>(1) あらゆる世代に対する教育機会の確保と体系的な交通安全教育の推進</p> <p>(2) 交通安全指導體制の充実強化</p> <p>(3) 交通安全教育用教材の配布と指導用具等の整備</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>(1) あらゆる世代に対する教育機会の確保と体系的な交通安全教育の推進</p> <p>ア 交通安全教育施設「学習ルーム・体験コース」、交通安全教育車「さちかぜ号」を活用して、交通ルールやマナーをわかりやすく、楽しみながら学べるように努めるとともに、将来的展望に立ち、幼児、小・中学生の成長段階に応じた交通安全意識を高めることで、地元での先輩・後輩関係の中に体験等を活かしていけるよう交通安全教育・指導を行う。</p> <p>イ 老人クラブ等の活動場所や老人ホーム等に交通安全教育車「さちかぜ号」や警察官等が赴いて、交通安全思想の向上を図るとともに、夜間に高齢者交通安全教室を実施し、反射材の効果テストを実施するなど、事故事例の説明、参加・体験型交通安全教育の実施に努め、わかりやすく、実感できる交通安全知識を提供する。</p> <p>ウ 運転免許を有していない等、安全教育を受ける機会の無い高齢者や、交通事故第一当事者となった高齢者に対する家庭訪問による個別指導の実施及び医療機関・民生委員等との連携強化による交通安全教育を推進する。</p> <p>エ 様々な角度から事故分析を行い、交通事故の実態を的確に把握し、交通事故分析の成果については、情報発信を積極的に行うとともに、効果的な交通安全教育の推進に資する。</p> <p>(2) 交通安全指導體制の充実強化</p> <p>ア 身体障害者に対しては、地域における福祉活動の場を利用するなどして、障害の程度に応じ、きめ細かい交通安全教育を推進する。また、手話通訳員の配置、字幕入りビデオの活用等に努めるとともに、身近な場所における教育機会の提供に努める。さらに、身体障害者に付き添う者を対象とした講習会等を開催する。</p> <p>イ 安全で良好なコミュニティの形成を図るため、交通安全対策に関して住民が計画段階から実施全般にわたり積極的に参加できる仕組みづくり、住民や道路利用者が主体的に行う「ヒヤリ地図」の作成、交通安全総点検等により、住民参加型の交通安全活動を推進する。</p> <p>(3) 交通安全教育用教材の配布と指導用具等の整備</p> <p>ア 県内の小学校の新入学児童全員に交通安全読本を配布し、家庭における交通安全教育を推進する。</p> <p>イ 交通安全教育の効果的な推進を図るため、資機材の整備、ビデオ等の貸し出し、啓発用品の配布を行う。</p> <p>ウ 交通安全活動用テキストの作成により交通安全教育を行う者の指導力を向上させるなど、効果的な交通安全教育を推進する。</p>	

2 交通安全に関する普及啓発活動の推進

実施機関	県リニア交通局（交通政策課） 県エネルギー局（エネルギー政策課） 県公安委員会（警察本部交通企画課・交通指導課・運転免許課）		
1 実施計画の方針及び重点			
(1) 交通安全運動の推進 (2) 高齢者の交通事故防止対策の推進 (3) 二輪車に対する交通事故防止対策の推進 (4) 飲酒運転を許さない社会環境づくり (5) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 (6) 自転車の利用者に対するルール ^{あした} の周知と安全教育の推進（自転車安全利用五則の徹底） (7) 効果的な広報の実施とその他普及啓発活動の推進			
2 実施計画の内容			
(1) 交通安全運動の推進			
広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナ - の実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた県民運動を、次により実施する。			
ア 年間スローガン 「乗せるのは 君の宝 ^{かぞく} と その未来 ^{あした} 」			
イ 運動の重点目標			
飲酒運転の根絶 高齢者と子供の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 二輪車の交通事故防止 早めのライト点灯・上向きライト活用の徹底と反射材使用の推進 自転車の安全適正利用の推進			
ウ 運動の名称と実施期間			
春の全国交通安全運動		4 / 6 ~ 4 / 15	10日間
「交通事故死ゼロを目指す日」		4 / 10	
春の連休時における交通安全運動		4 / 28 ~ 5 / 6	9日間
夏の交通事故防止県民運動		7 / 21 ~ 8 / 20	31日間
秋の全国交通安全運動		9 / 21 ~ 9 / 30	10日間
「交通事故死ゼロを目指す日」		9 / 30	
年末の交通事故防止県民運動		12 / 1 ~ 12 / 31	31日間
高齢者の交通死亡事故防止運動		1 / 1 ~ 12 / 31	通年
山梨県飲酒運転絶滅運動		1 / 1 ~ 12 / 31	通年
「飲酒運転しない・させない山梨キャンペーン」運動		12 / 1 ~ 1 / 31	62日間
全席シートベルト・チャイルドシート着用徹底運動		4 / 1 ~ 3 / 31	通年
・全席シートベルト・チャイルドシート着用重点期間		7、8月	2ヶ月間
・全席シートベルト・チャイルドシート着用推進の日		毎月 14日	
二輪車交通事故防止運動		1 / 1 ~ 12 / 31	通年
交通安全一市町村一運動		4 / 1 ~ 3 / 31	通年

(2) 高齢者の交通事故防止対策の推進

- ア 高齢者の交通事故を防止するため、高齢者の交通安全に関するチラシの配布等の広報活動を推進するとともに、県民の日や山梨県老人福祉大会などのイベント開催時に啓発活動を実施する。
- イ 75歳以上の運転免許保有者が運転免許証更新の際に受ける認知機能検査及び特定の違反行為後に受ける臨時認知機能検査の適正な実施を図るため、実施状況を検証し、運用の改善を行うとともに、問い合わせ、相談等には、高齢運転者及びその家族の心情に配慮した対応に努める。
- ウ 高齢運転者に対する運転適性相談の充実、申請による免許の取消し制度（自主返納）について、県や市町村、交通関係団体と連携し、制度の推進を図る。
- エ 高齢者（免許返納者を含む）の日常生活における移動手段の充実を図るため、自治体・公共交通機関等に対して、デマンド交通制度や交通運賃割引制度等の導入、利用しやすい公共交通網の整備など、高齢者支援に向けた新たな取組みに対する働きかけを実施し、効果的な運用が図れるように検証を行い改善を図っていく。
- オ 70歳以上の運転者は、高齢運転者標識を表示した上で運転するように努めることとなっていることから、高齢者講習等を始めとするあらゆる機会を通じて周知を行い、表示の促進を図る。
併せて、他の年齢層運転者に対しては高齢運転者の特性を理解させ、高齢運転者標識を表示した自動車に対する保護意識を高めるよう運転者教育を行う。
- カ 夜間における歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が見込める3H「早めのライト点灯」「ハイビームの活用」「反射材の使用」を推進するなど交通安全教室、各種広報媒体を活用しての積極的な広報啓発を推進する。
反射材の普及に際しては、高齢者に限定することなく、すべての年齢層を対象として、衣服や靴、鞆等の身の回り品への反射材の組み込みを推奨し、啓発物品として反射材を配付するとともに、適切な反射性能を有する製品についての情報提供に努める。
- キ 県内の交通死亡事故情報中の高齢者の交通死亡事故に着目し、60日間で5件以上の交通死亡事故が発生したとき、県警察本部から情報提供を受けて、事件事例等の詳細情報、防止対策についての分析を織り込んだ「高齢者の交通死亡事故防止情報（注意報）」を作成し、市町村や県交通対策推進協議会構成機関、団体に向け情報提供を行うとともに、テレビやラジオ等による広報を行う。
市町村や県交対協構成機関、団体は、組織の特性を活かした情報伝達と独自の防止対策の実施に努める。

(3) 二輪車に対する交通事故防止対策の推進

- ア 大型連休、行楽シーズン等の時期において、二輪車運転者に対する道の駅等での街頭活動及び啓発活動を推進する。
- イ 二輪車の交通事故発生マップ等を活用した二輪運転者への広報啓発活動を推進するとともにヘルメットの正しい着用、プロテクターの装着等を啓発する。

(4) 飲酒運転を許さない社会環境づくり

- 飲酒運転の根絶を図るため、関係機関・団体と連携し、飲酒運転を許さない社会環境の構築に努める。
- ア あらゆる広報媒体を活用して飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故実態について広報することにより、飲酒運転の抑止を図る。

- イ 運転シミュレーターの操作、飲酒体験ゴーグルを装着した疑似体験をすることにより、飲酒が運転に与える危険性を理解してもらうとともに、体験者から周囲の人へと、広く知識と体験とが伝えられ、飲酒運転の根絶に向けた共通認識が図られるような効果的な交通安全教育を推進する。
- ウ 交通関係機関・団体と連携して、全日本交通安全協会等が推進しているハンドルキーパー運動の普及に協力し、地域や職域ごとに飲酒運転の根絶に向けた気運の醸成を図る。
- エ 飲酒運転根絶の受け皿としての自動車運転代行業の適正化を図る。
- オ 同一警察署管内において飲酒運転を伴う交通事故・事件の発生が3日間で3件などの基準に達した場合に、緊急対策（飲酒運転事故防止情報（警報））を実施し、報道機関に対して公表する。
県警察や市町村、関係機関・団体は、広報媒体等を活用し緊急対策を周知するとともに、各機関・団体に所属する会員、事業所等に対して飲酒運転絶滅の呼びかけを実施する。

(5) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- ア 特に後部座席を中心に、自動車の全席シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底を図るため、交通関係機関・団体との連携による街頭指導や各種講習会等、あらゆる機会を通じて広報啓発活動に努める。
また、各種広報媒体やシートベルトコンビンサーを活用して、着用による被害軽減効果を周知し、全席シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の推進を図る。
- イ チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、幼稚園・保育所等と連携した講習会等を開催するなど、適正な使用方法についての広報啓発及び指導の徹底を図る。
また、チャイルドシートの使用は、乳幼児段階からの使用により定着が期待されることから、市町村が実施するマタニティ教室において普及啓発活動を実施する。

(6) 自転車利用者に対するルールの周知と安全教育の推進

- 自転車の交通秩序の早期正常化を図るため、自転車利用者に対するルールの周知及び安全教育を推進するほか、自転車の安全利用を促進するための施策を推進する。
- ア 自転車は、本来車両であること、道路を通行する場合は、車両としてのルールを遵守する必要があることを理解してもらうため、次の事項を重点に推進する。
 - 「交通の方法に関する教則」や「自転車安全利用五則」を活用し、園児・児童・生徒の他、高齢者、主婦等の幅広い自転車利用者に対する自転車の通行ルール等の周知徹底
 - 自転車指導啓発重点地区・路線を中心に地域交通安全活動推進委員や自治体の交通指導員、地域住民との協働による街頭指導の推進
 - 関係機関・団体等との連携による自転車教室等の交通安全教育
 - 子どもや高齢者の自転車大会の実施
 - 通勤・通学時間帯を中心とした街頭啓発活動
 - 自転車事故被害者の救済に資するための各種保険制度の普及啓発
 - イ 学校、教育委員会等との連携を強化して、児童・生徒に対する自転車安全教育を強力に推進するとともに、教育効果の高い教材の作成や教育手法の調査研究等により教育内容の充実に努め、中学生・高校生に対しては、自転車安全利用推進校を指定し、街頭指導等を強化する。また、教育対象を高齢者、主婦等にも拡大し、自転車教室等を積極的に実施するほか、運転免許証の更新時講習において、自転車の通行ルールや自転車の安全確保のために配慮すべき事項等について周知に努める。
 - ウ 危険行為を繰り返す自転車運転者に対する安全講習受講の義務化について、広報・啓発活動により周知徹底を図る。

(7) その他

ア 効果的な広報の実施とその他普及啓発活動の推進

テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等の広報媒体を活用して、効果的な広報を展開し、県民一人ひとりが交通安全を自らの問題としてとらえ、これを実践するように、交通安全に関する普及啓発活動を推進する。

イ 早めのライト点灯、上向きライトの活用の推進

夕暮れ時や夜間における交通事故を防止するため、早めのライト点灯の必要性や状況に配慮しながらのこまめな上向きライトの活用について、広報啓発活動を推進する。

ウ 道路状況に応じた情報発信の推進

積雪、凍結等、交通事故の発生と密接に関係する道路状況については、交通事故の発生を未然に防止するため、早期把握に努め、積極的な情報発信を推進する。

エ 暴走族追放運動の推進

地域ぐるみ、職場・学校ぐるみで暴走族を追放するため、関係機関・団体と連携して、広報啓発活動を推進する。

オ 運転中の携帯電話等使用等禁止の推進

携帯電話使用中による交通事故を防止するため、運転者一人ひとりのマナーの向上を図るとともに、更新時講習や交通安全講習などの機会を通じての広報啓発活動を推進する。

カ 「見る」「止まる」「ゆずる」3るーる励行運動の推進

歩行者保護意識の高揚を図るため、運転の基本とも言える「見る」(安全確認)、「止まる」(一時停止(減速・徐行を含む))、「ゆずる」(ゆずり合い、思いやり運転)の3点を重点とした、「見る」「止まる」「ゆずる」3るーる励行運動の推進を図る。

キ “人と環境にやさしい交通”県民運動

自動車の増加は排気ガスによる大気汚染、地球温暖化、酸性雨などの環境問題と交通事故の増加などの社会問題を引き起こしている。このため、県民・事業所・交通事業者・行政が一体となって交通のあり方を見直す県民運動を実施する。

(ア) ノーマイカー運動

(イ) 公共交通の利用促進

(ウ) エコドライブ運動

(エ) 低公害車、ノンステップバス等の普及

(オ) 交通安全の実践

ク セーフティードライブ・チャレンジ123の実施

ドライバー一人ひとりが交通社会の一員としての責任を自覚し、自主的に交通ルールを遵守し、マナーを実践していくため、チーム単位で123日間の無事故・無違反を心掛ける「セーフティードライブ・チャレンジ作戦」を実施する。平成14年度からはシルバー部門を設け、高齢者の交通事故防止を図っている。また、平成15年度からは10人1チームから5人1チームへと参加要件を変更し、参加者の拡大を図っている。

ケ 交通事故多発地点等の診断と交通安全対策の推進

事故多発地点等における事故誘発原因を多角的に調査研究し、必要に応じた改善措置を講ずるなど、安全な地域づくりを推進する。

コ 交通安全対策推進のための組織づくりと育成指導

幼児・児童・若者・高齢者交通安全クラブの未組織地域での組織化と既存組織の活動の活性化を図る。

サ 自治会、区、組等で交通事故防止について議論する新たな場づくりの推進を図る。

シ 地域交通安全活動推進委員の活動の強化

山梨県公安委員会から委嘱を受けている地域交通安全活動推進委員の活動に必要な最新の情報、資料を提供する等、その活動の強化に努める。

ス 交通指導員活動の強化

県下全市町村に委嘱、配置されている交通指導員の活動の強化を図る。

セ 自転車駐車対策の推進

主に都市部において自転車・歩行者の安全な通行機能を阻み、都市の美観をも損ねている放置自転車について、多方面からの働きかけにより解消を図る。

ソ 交通死亡事故多発期における緊急交通死亡事故防止対策の実施

県内において10日間に6件以上の交通死亡事故が発生した場合等に、「交通死亡事故多発警報」を発令し、県民に交通事故に対する注意を喚起するとともに、県、市町村、警察及び関係機関・団体が協力し、総合的かつ集中的に諸対策を実施して、交通死亡事故の抑止を図る。

タ 報道機関等に対し、交通安全関係資料を積極的に提供するとともに、迅速な連携による関係機関・団体等との情報の共有化を図り、交通安全に関するタイムリーな広報・普及啓発活動を展開する。

チ 県民が交通事故の実態やその悲惨さについて理解し、交通事故防止に関する意識の啓発等が図られるよう、インターネット等を通じて様々な事故データ、事故多発地点等に関する情報提供に努める。

ツ 被害者対策の充実

交通事故による重度後遺障害者の救済対策を充実するため、また、交通事故被害者等の心情に配慮した対策を推進するため、被害者等が事故相談を受けられる機会の充実、被害者等への事故概要・捜査経過等の情報提供、被害者連絡制度の充実、行政処分に関する情報の適切な提供等被害者対策の充実を図る。

3 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等

実施機関	県リニア交通局（交通政策課）
1 実施計画の方針及び重点 (1) 県交通対策推進協議会実施事業への協力 (2) チャレンジ123事業の推進 (3) 関係各団体との連携・情報共有による効果的な事業の推進 (4) NPO等関係団体との協働の推進	
2 実施計画の内容 (1) 県交通対策推進協議会実施事業への協力 県交通対策推進協議会に対して助成し、活動を推進するとともに構成団体の自主的活動を促進する。 (2) チャレンジ123事業の推進 事業の趣旨内容について、関係機関・団体と連携を図り県民に周知する。 (3) 関係各団体との連携・情報共有による効果的な事業の推進 通学路の交通安全対策、全席シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底、自転車の安全（適正）利用の推進等、喫緊の課題に対して効果的な事業推進が図れるよう、情報の共有化に努める。 (4) 県交通対策推進協議会の構成団体の他、NPO等、各種団体との協働について検討する。	

4 市町村の交通安全対策推進に対する働きかけ

実施機関	県リニア交通局（交通政策課）
1 実施計画の方針及び重点 市町村の交通安全計画・実施計画の作成に協力するとともに、各種交通安全運動の年間を通じた基本的な事項を定める「交通安全基本要綱」を共有し、効果的な運動の展開を図る。 併せて、各種交通安全運動における街頭キャンペーンの実施状況や資料等を、県HP等を通じて、適宜、広く情報提供を行う。 各種交通安全運動の期間中に、市町村で実施される街頭キャンペーン等についても、計画等を取りまとめ、連携した取組みを検討するほか、広報・啓発を推進する。 また、市町村担当課長会議の開催等により、県事業の説明・情報交換等を行い、一層効果的な事業の実施に努める。	
2 実施計画の内容 (1) 交通安全対策基本法に定められた長期計画・年間計画を市町村が策定するにあたり、県と市町村間相互の連絡調整を図る。 (2) 年間を通じ市町村で計画される各種交通安全運動に関し、県の実施要領をはじめとした情報の提供や市町村の実施計画・報告の取りまとめを行う。 (3) 交通安全に関する県の施策の説明を行うとともに、情報交換を行い、交通安全対策の効果的な実施を図るため、市町村担当課長会議を開催する。	

第3 安全運転の確保
1 運転者教育等の充実

実施機関	県公安委員会（警察本部運転免許課）
<p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>(1) 初心運転者教育の充実 (2) 運転者に対する再教育の充実強化 (3) 高齢運転者対策の充実 (4) 危険運転者の迅速、的確な排除</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>(1) 初心運転者教育の充実</p> <p>ア 指定自動車教習所等における教習の充実 初心運転者教育の中核である指定自動車教習所等の教習指導員に対する指導教養及び科学的検査機器の導入並びに適正な業務を指導監督するなど教育水準の向上を図る。</p> <p>イ 初心運転者講習の充実強化 交通違反や交通事故を反復継続する初心運転者に対し、早めに再教育を行い再発防止を図る。</p> <p>(2) 運転者に対する再教育の充実強化</p> <p>ア 取消処分者講習及び停止処分者講習の強化 運転シミュレーター及び動体視力検査器等の科学的検査機器の活用と実車指導により講習を強化する。 また、飲酒に起因する取消処分者については、ワークブック（日記）等を活用して、自らのアルコール依存の程度を自覚させ、飲酒行動の改善を促すよう指導を行う。</p> <p>イ 違反者講習の実施 違反や事故を繰り返す運転を改善するために適切な指導を行い、命の尊さや人の痛みが分かる豊かな心を醸成させるとともに、運転者としての資質向上を図るような活動を伴う講習体制を充実させる等、軽微違反や事故を繰り返す者への効果的な再教育を図る。</p> <p>ウ 更新時講習の充実 講師の研修、視聴覚教材の改善整備及び配布資料の充実を図るとともに、更新者区分に応じた講習の分離化を進めて講習効果を高める。特に交通事故事例を引用した講習、高齢運転者に対する録画装置を使用した実車指導に基づく個別指導を行う。</p> <p>エ 二輪運転者教育の推進 若者の二輪車事故が多いことから、二輪車安全運転推進委員会が主催する「自動二輪安全講習会」及び「高校生二輪車安全運転講習会」の継続実施を支援する。</p> <p>(3) 高齢運転者対策の充実</p> <p>高齢者講習については、認知機能検査等の実施状況等を踏まえ、より効果的な講習内容の検討を行い、円滑な運営に努めるとともに、認知機能検査の結果に基づくきめ細かな教育を推進する。 また、運転免許証更新時の認知機能検査及び特定の違反後の臨時認知機能検査結果、記憶力、判断力が低くなっていると認められる場合には、臨時適性検査等を確実に実施するとともに、交通事故捜査、運転適性相談等により、認知症の疑いがある運転者の把握に努め、的確に臨時適性検査を実施し、認知症であることが判明した者については、運転免許の取消等の行政処分を確実にを行う。</p> <p>(4) 運転適性相談の促進</p> <p>地方公共団体等の高齢者を支援する部署に対し、安全な運転に支障がある高齢者を認知した際に、家族などに運転適性相談を勧めてもらう活動を要請するなど運転適性相談の促進を図る。</p>	

(5) 危険運転者の迅速、的確な排除

悪質・危険な運転者等に対する迅速、厳正な行政処分の執行を推進し、道路交通の場からの早期排除に努める。特に暴走族に対しては、共同危険行為等禁止違反に係る処分、あるいは危険性帯有処分の積極的活用を図るほか、重大違反唆し又は道路外致死傷をした者等に対する処分基準を適用して早期排除を推進する。

実施機関	甲府保護観察所
<p style="text-align: center;">交通事犯者に対する保護観察の充実</p> <p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>交通事犯者に対する保護観察の実施に当たっては、交通学習を通して、交通法規を遵守する姿勢を身に付けさせるとともに、安全運転に関する知識等を付与し、良好な運転態度の定着を図るよう指導していく。また、再犯防止に重点を置いた処遇に努める。</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>(1) 一般交通保護観察については、担当保護司を指名して処遇を行う。「交通学習手帳」を使用した交通学習を中心とし、生活指導等も行うほか、各種専門的処遇プログラム（飲酒運転防止プログラム、しょく罪指導プログラム等）を、個々の問題に応じて適宜実施することで処遇の充実を図る。</p> <p>(2) 交通短期保護観察については、保護司を指名せずに保護観察官による集団処遇を中心に行う。交通安全に関する実践的な専門的知識を学ぶ講義の場を設け、運転態度検査等を実施し個々の問題点を明らかにすることで、違反を犯した対象者が自発的に安全運転するよう、交通法規に関する知識の向上や遵法精神のかん養を図る。</p>	
実施機関	国土交通省関東運輸局山梨運輸支局
<p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>(1) 事業用自動車の運転者教育の充実 (2) エコドライブの推進</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>(1) 事業用自動車の運転者教育の充実 事業用自動車の運転者は、一般の運転者よりも高い技能及び知識が求められていることから、運送事業者に対し、「事業用自動車の運転者に対して行う指導監督の教育指針」に基づく教育の徹底を図る。 また、事業用自動車の運転者のうち、事故惹起運転者、初任運転者及び高齢運転者に対し、「事業用自動車の運転者に対して行う指導監督の教育指針」により、特別な教育の実施、適性診断の受診が義務付けされたことから、事業者には徹底を図る。 さらに、適性診断認定機関に対し、適性診断の受診環境を整備し受診を促進するよう指導する。</p> <p>(2) エコドライブの推進 事業者に対し、交通事故防止にも効果のある環境に優しい運転「エコドライブ」を運転者に推進するよう指導する。</p>	

2 運転免許制度の改善

実施機関	県公安委員会（警察本部運転免許課）
<p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>運転免許更新等の方法、手続きの簡素合理化の推進</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>運転免許更新等の方法、手続きの簡素合理化の推進</p> <p>(1) 運転免許更新に伴う日曜窓口の開設</p> <p>週休2日制の定着に伴い、日曜窓口利用者が依然として多いことから、対応窓口の体制を確保し、運転免許課（同都留分室は除く）における日曜窓口の開設を継続し、県民の利便を図る。</p> <p>(2) 優良運転者等に対する優遇</p> <p>優良運転者に対する警察署における更新手続きを実施するとともに、山梨県以外の公安委員会でも更新申請が可能な経由申請制度の浸透を図る。また、原付・小特免許保有者及び一般運転者・違反運転者等のうち妊産婦等に対する警察署での更新手続き及び巡回講習を継続実施する。</p> <p>(3) 申請による運転免許の取消し制度及び運転経歴証明書交付制度の定着</p> <p>高齢運転者等が身体機能の低下等を理由として、自ら運転免許の全部又は一部の取消しを申請することができる制度及び運転免許の全部取消し者を対象とした運転経歴証明書の交付申請について、申請者の要望に応え迅速かつ的確な対応を図る。</p>	

3 安全運転管理の推進

実施機関	県公安委員会（警察本部交通企画課）
<p>1 実施計画の方針及び重点</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 安全運転管理の適正化に向けた強力な指導(2) 使用者等への責任追及の徹底(3) 効果的かつ適正な安全運転管理者等講習の実施 <p>2 実施計画の内容</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 安全運転管理の適正化に向けた強力な指導<ul style="list-style-type: none">ア 企業等における自主的な安全運転管理の推進及び安全運転管理者等の資質の向上を図るため、安全運転中央研修所での研修の受講、管理下にある運転者の把握、自主的な検討会の開催、無事故無違反運動の実施等について指導を強化する。イ 交通事故多発事業所、安全運転管理者等講習の未受講事業所、放置行為、過積載運転等に係る指示等を受けた事業所については、随時、公安委員会に対する報告、資料提出個別指導等により、運転管理の体制及び方法の改善等の指導を強化する。ウ 安全運転管理者制度の周知に努めるとともに、安全運転管理者等の未選任事業所の一掃を図る。また、安全運転管理者等の選任に当たっては、管理業務を強力かつ効果的に遂行することができる職務上の地位と管理能力を有する者を選任するよう、事業所に対する指導を強化する。エ 交通事故防止を一層推進するため、映像記録型ドライブレコーダー、安全運転の確保に資する車載機器等の普及に向けた働きかけに努める。(2) 使用者等への責任追及の徹底<p>事業活動に関してなされた道路交通法違反等についての使用者等への通報制度を十分活用するとともに、自動車の使用者等による下命・容認事件については、使用者等の責任追及を徹底し適正な運転管理を図る。</p>(3) 効果的かつ適正な安全運転管理者等講習会の実施<ul style="list-style-type: none">ア 講習の効果を上げるため、講師の選定、視聴覚教養等に配慮して、より効果的な方法による講習の実施を促進する。イ 交通安全教育指針の内容やそれに基づく具体的な教育実施例を説明するなど、安全運転管理者等が事業所内で同指針に従った交通安全教育が行われるよう指導・助言に努める。	

4 自動車運送事業者の安全対策の充実

実施機関	国土交通省 関東運輸局山梨運輸支局
<p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>(1) 自動車運送事業者の行う運行管理の充実 (2) 運行管理者等に対する指導講習の充実 (3) 貨物自動車及び旅客自動車による交通事故の防止対策の推進 (4) グリーン経営の推進</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>(1) 自動車運送事業者の行う運行管理の充実</p> <p>自動車運送事業者に対し、各種講習会及び監査等あらゆる機会を通じ、運行管理体制の強化、運行管理業務の充実、乗務員に対する指導監督の徹底及び事故防止対策の推進等適正な運行管理の実施に努めるよう指導するとともに、輸送の安全性を向上させるため、安全対策の一環として導入した運輸安全マネジメントの更なる浸透、定着に努める。</p> <p>このほか、平成23年5月1日施行の自動車運送事業者に対する点呼時におけるアルコール検知器の使用義務付けにより、自動車運送事業者における飲酒運転ゼロを目指すなど事業用自動車に係る事故の削減に向け取り組んできたが、軽井沢バス事故などの発生、自動車の先進安全技術の急激な発展など大きな状況の変化があったことから、「事業用自動車安全プラン2009」を改訂し「事業用自動車安全プラン2020」を策定し数値目標を達成するため、官民挙げて取り組む。</p> <p>また、貨物自動車運送適正化事業実施機関に対し、貨物自動車運送業者における運行管理体制の充実強化のための指導を積極的に推進するよう指導する。</p> <p>さらに、危険物運送事業者に対しては、危険物の輸送時の事故による大規模な災害を未然に防止し、災害が発生した場合の被害の軽減に資する情報提供の充実等を図るため、イエローカード（危険有害物質の性状、処理剤及びその調達先等事故の際に必要な情報を記載した緊急連絡カード）の携行、関係法令の遵守、乗務員教育の実施等について指導する。</p> <p>(2) 運行管理者に対する指導講習の充実</p> <p>運行管理の重要性を認識させ、もって運行の安全を確保するため、安全指導業務の認定機関に対し、運行管理者等を対象とした各種講習の内容をより一層充実させるよう指導するとともに、視聴覚教材を活用した効果的な講習の実施に努める。</p> <p>(3) 貨物自動車及び旅客自動車による交通事故の防止対策の推進</p> <p>大型トラックで特に多い左折事故を防止するため、事故要因調査分析を行った結果を基に、適正化実施機関の巡回指導などの機会を活用して事業者にも周知するよう協力依頼するとともに、支局においてもあらゆる機会を通じて事業者に対し指導徹底を図る。</p> <p>旅客自動車の交通事故を防止するため、運行管理制度を強化し、連絡体制の整備が義務化されたことから、事業者に対して指導の徹底を図る。</p> <p>また、運転者の健康に起因する交通事故を防止するための対策としてマニュアル等の活用をするよう、周知徹底を図る。</p> <p>軽井沢町で発生したスキーバス事故を受け設立された貸切バス適正化事業実施機関による貸切バス事業者に対する巡回指導等により、自主的改善を促す。</p> <p>(4) グリーン経営の推進</p> <p>事業者に対して、交通事故削減にも効果のあるエコドライブの実施及び低公害車の導入等を盛り込んだグリーン経営（運送事業における環境に配慮した経営）の推進を図る。</p>	

5 交通労働災害の防止等

実施機関	山梨労働局
<p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>(1) 基本方針 自動車運転者の労働時間等の労働条件の改善を図り、併せて交通労働災害の防止を図る。</p> <p>(2) 重点対象</p> <p>ア 道路運送法に規定する旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業法に規定する貨物自動車運送事業のうち、次に掲げる事業</p> <p>(ア) 一般乗合旅客自動車運送事業 (イ) 一般貸切旅客自動車運送事業 (ウ) 一般乗用旅客自動車運送事業 (エ) 一般貨物自動車運送事業 (オ) 特定貨物自動車運送事業</p> <p>イ 次に掲げる物品を運搬する貨物自動車を使用する事業</p> <p>(ア) 土砂、砂利 (イ) 危険物 (ウ) 生コンクリート (エ) 木材、紙及びパルプ (オ) 鉄鋼材又は建設用鉄骨・鉄筋 (カ) 鮮魚 (キ) 農産物</p> <p>ウ 常態として長距離貨物運送を行う貨物自動車を使用する事業</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>(1) 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準告示」という。)の自主的な履行等を促進するため、業界団体に対する指導を行うとともに、下記事項に重点を置いて、交通安全運動の実施時期をとらえた集中的な監督指導を実施する。</p> <p>(ア) 「改善基準告示」の周知徹底による恒常的長時間労働の排除 (イ) 自動車運転者に対する労働条件の明示 (ウ) 労働時間、休息期間、休日等の適正化 (エ) 「改善基準告示」に基づく時間外、休日労働協定届の指導と届出の促進 (オ) 賃金制度の適正化、特に累進歩合給の廃止 (カ) 賃金台帳の完全整備、特に労働時間、労働日数、時間外労働時間数、割増賃金額などの完全記載 (キ) 定期健康診断の実施の徹底、特に深夜業の運転者については、年間2回実施</p> <p>(2) 業務において自動車を使用するすべての事業場に対し、下記事項を重点に「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底を図る。</p> <p>(ア) 交通労働災害防止のための管理体制の確立 (イ) 適正な労働時間等の管理及び走行管理の実施 (ウ) 各種教育・訓練等の実施 (エ) 適切な健康管理の実施 (オ) 交通労働災害防止のための意識の高揚</p> <p>(3) 下記事項を重点に「過重労働による健康障害防止のための総合対策」の周知徹底を図るとともに、必要に応じて監督指導を実施する。</p> <p>(ア) 時間外・休日労働時間の削減 (イ) 年次有給休暇の取得促進 (ウ) 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する医師による面接指導の実施など労働者の健康管理に係る措置の徹底</p> <p>3 その他の実施事項</p> <ul style="list-style-type: none">・陸上貨物運送事業労働災害防止協会山梨県支部への支援・連携・高齢労働者(運転者)等に配慮した安全で快適な職場環境の実現への取組の推進	

6 道路交通に関する情報の充実

実施機関	東京管区気象台（甲府地方気象台）
<p data-bbox="325 376 695 409">道路交通の安全に関する施策</p> <p data-bbox="277 441 638 474">1 実施計画の方針及び重点</p> <p data-bbox="325 488 1484 584">道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報、警報、予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。</p> <p data-bbox="325 584 1484 645">また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有やICTの活用等に留意し、主に次のことを行う。</p> <p data-bbox="277 676 525 710">2 実施計画の内容</p> <p data-bbox="252 723 663 757">(1) 気象観測予報体制の整備等</p> <p data-bbox="325 757 1484 848">台風、大雨、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な特別警報、警報、予報等を発表するため、主として次に述べるような観測予報体制の強化を図る。</p> <p data-bbox="300 862 579 896">ア 地上気象観測業務</p> <p data-bbox="325 896 1484 956">気象官署等の地上気象観測装置を適切に保守・管理し、集中豪雨、局地的大雨等の実況監視体制を維持する。</p> <p data-bbox="300 969 467 1003">イ 予報業務</p> <p data-bbox="325 1003 1484 1131">気象に関する防災情報の共有化の推進として山梨県との連携を図り、最新のICT・情報通信インフラを活用して、市町村や地域防災リーダーなどの防災担当者の迅速かつ適切な防災対応判断を支援し、気象災害による被害の防止・軽減を図るために、きめ細かくわかりやすい気象情報コンテンツを共有し利用できる環境の構築を進める。</p> <p data-bbox="252 1144 692 1178">(2) 地震、火山観測体制の整備等</p> <p data-bbox="300 1178 1484 1238">地震・火山による災害を防止・軽減するため、地震・火山に関する防災情報を迅速かつ確実に伝達するとともに、主に次のことを行う。</p> <p data-bbox="300 1252 946 1285">ア 緊急地震速報（予報及び警報）の利活用の推進</p> <p data-bbox="325 1285 1484 1377">緊急地震速報（予報及び警報）について、受信時の対応行動等のさらなる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用の方法等の普及・啓発及び精度向上に取り組む。</p> <p data-bbox="300 1377 946 1411">イ 火山監視体制と噴火時等の避難計画の策定支援</p> <p data-bbox="325 1411 1484 1503">富士山の火山活動の監視・評価の結果に基づき、気象庁が発表する噴火警報等を迅速かつ確実に伝達するとともに、平常時からの富士山火山防災対策協議会における避難計画の共同検討を通じて、計画の策定を支援する。</p> <p data-bbox="252 1516 496 1550">(3) 情報の提供等</p> <p data-bbox="300 1550 1484 1641">交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。また、住民に対し、甲府地方気象台ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かり易く提供する。</p> <p data-bbox="300 1655 722 1688">ア 気象特別警報・警報・予報等</p> <p data-bbox="325 1688 1484 1780">気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。</p> <p data-bbox="300 1794 777 1827">イ 緊急地震速報（予報及び警報）等</p> <p data-bbox="325 1827 1484 1919">地震による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）、地震情報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。</p>	

ウ 東海地震に関連する情報

気象庁が「東海地震に関連する情報」（東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時・定例））を公表したときは、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

エ 南海トラフ地震に関連する情報

気象庁が「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」を公表したときは、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

オ 噴火警報等

気象庁が噴火予報・警報及び噴火速報、降灰予報を公表したときは、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

（４）気象知識等の普及

気象、地象、水象に関する知識の普及のため、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布などを行うほか、防災機関の担当者を対象に、特別警報・警報・予報等の伝達などに関する説明会を開催する。

実施機関

国土交通省甲府河川国道事務所

1 実施計画の方針及び重点

より安全で快適な移動を支援するため、道路の情報化を推進する。

2 実施計画の内容

（１）道路パトロール、道路情報モニター、情報収集機器などによる道路情報の収集及び他機関との情報交換を拡充し、異常気象時の道路状況、道路工事情報、交通規制等の情報を道路情報板、道の駅情報端末、ETC2.0などによるカーナビなどの情報提供機器により、道路利用者に迅速かつ的確に提供しよう努める。

（２）IT化の推進による安全で快適な道路交通環境の実現

携帯メールを用いた路上規制情報提供システムにより、リアルタイムな工事規制情報の提供を推進する。

実施機関	県土整備部（道路管理課） 県公安委員会（警察本部交通規制課）
<p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>道路利用者の通行の安全及び円滑化を図るため道路情報の充実を図る。</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>(1) 道路情報の充実</p> <p>道路利用者に対し、道路交通の安全と円滑化に寄与するため、道路管理者及び一部委託によるパトロールの強化、道路モニター制度の活用及び交通管制センターによる交通情報、道路の危険箇所、道路工事、道路交通規制並びに異常災害時等における必要な道路情報の収集に努め、情報活動の充実と円滑化を図る。</p> <p>(2) 交通情報の提供</p> <p>交通管制システム、警察活動及び道路管理者から県内のあらゆる交通情報を収集し、交通情報板並びに交通情報提供システム（AMIS）及び財団法人日本道路交通情報センターを介してタイムリーな情報発信をすることで通行車両に明確な交通情報を提供し、道路交通の安全と円滑を図る。</p>	

実施機関	関東総合通信局
<p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>(1)高度道路交通システム (2)イベントに伴う臨時の放送局の活用 (3)「コミュニティ放送」の充実</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>(1) 高度道路交通システム（ITS）の推進</p> <p>最先端の情報通信技術（ICT）を用いて「人」と「道路」と「車両」とを一体のシステムとして構築し、安全性、輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の交通の円滑化を通じて環境保全に大きく寄与することを目的とした、高度道路交通システム（ITS：Intelligent Transport Systems）の推進を図るため、ITS情報通信技術の研究開発、標準化、普及促進等の施策に取り組む。</p> <p>【主なシステムの例】</p> <p>ア 道路交通情報通信システム（VICS）</p> <p>F M放送のデータ放送や路側に設置された光ビーコンを利用して、渋滞や交通規制等の道路交通情報を、車に搭載されたカーナビゲーションシステムに送信し、その画面上に表示することによって、円滑な交通を確保するものである。またVICS対応の車載機の累計出荷台数は、平成29年12月末時点で5,770万台（（一財）道路交通情報通信システムセンター調べ）を突破しており、引き続き、道路交通情報提供の内容の充実及び高度化を図る。 VICS: Vehicle Information and Communication System</p> <p>イ ノンストップ自動料金支払いシステム（ETC）</p> <p>高速自動車国道等の有料道路の料金所で一旦停止することなく、自動的に料金の支払いを可能にすることにより、渋滞の解消及び利用者サービスの向上が図られます。 ETC: Electronic Toll Collection System</p> <p>(2) イベントに伴う臨時の放送局の活用</p> <p>国又は地方公共団体等が開催する博覧会、スポーツ大会等の各種イベントに際して開設される臨時の放送局は、イベントの円滑な運営に資するとともに、会場周辺における交通情報、道路情報等を効果的に情報提供することにより、入場者等の利便及び会場周辺における交通の安全の確保に役立つことから、臨時の放送局を積極的に活用する。</p> <p>(3) コミュニティ放送の普及促進</p> <p>「コミュニティ放送局」は、市町村の一部区域における需要に応えるためのFM放送で、カーラジオ等FMラジオを通して、地域住民や観光客等へきめ細かな道路交通情報や駐車場情報をリアルタイムに提供できるため、円滑な交通の確保に寄与しており、今後も周波数事情が許す限り普及を図る。</p>	

第4 車両の安全性の確保

1 自動車アセスメント情報の提供等

実施機関	国土交通省関東運輸局山梨運輸支局
<p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>自動車アセスメント情報の提供等</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>自動車ユーザーが安全な自動車を選べるようにするために、自動車の車種ごとに安全性能に関する情報を提供し、より安全な自動車の普及拡大を図る。 また、チャイルドシートについても、自動車使用者へ安全性能試験結果の情報を提供し、安全なチャイルドシートの普及を促進する。</p>	

2 自動車の検査及び点検整備の充実

実施機関	国土交通省関東運輸局山梨運輸支局
<p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>(1) 自動車の検査体制の充実 (2) 自動車の点検整備の充実 (3) 不正改造車の排除 (4) ディーゼル車が排出する大気汚染物質等低減対策の推進 (5) 自動車分解整備事業、指定自動車整備事業の適正化 (6) 乗合バス等のバリアフリー化の推進</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>(1) 自動車の検査体制の充実</p> <p>道路運送車両の保安基準の拡充・強化に合わせた検査体制の整備、及び不正二次架装の排除等を図るため自動車検査の高度化等、質の向上を推進することにより、自動車検査の確実な実施を図る。</p> <p>(2) 自動車の点検整備の充実</p> <p>自動車の安全性の確保と公害防止の観点から整備管理者研修、自動車運送事業者研修及び街頭検査等を通じて点検・整備の励行について関係者を指導するとともに、特に定期点検整備の実施率が低調である自家用自動車のユーザーに対して保守管理を啓発するため、自動車関係団体の協力の下に「自動車点検整備推進運動」を展開するなど、広報活動を積極的に推進する。</p>	

(3) 不正改造車の排除

暴走行為の助長や過積載を目的とした不正改造車を排除し、自動車の安全運行を確保するため、整備管理者研修、整備主任者研修、自動車検査員研修等各種研修会を通じて不正改造防止の周知徹底を図るとともに、これを重点とした街頭検査をより一層充実強化し、自動車ユーザーの指導に努める。

また、県警、県及び各市町村並びに自動車関係団体の協力の下に「不正改造車を排除する運動」を推進する。

(4) ディーゼル車が排出する大気汚染物質等低減対策の推進

ディーゼル車が排出する黒煙及び浮遊粒子状物質（SPM）を含めた有害物質の低減を図るため、整備管理者研修会等各種研修会を通じ、ディーゼル車のユーザーに対し、適切な点検整備の励行、不正軽油の使用禁止の周知徹底を図るとともに、街頭検査を実施し自動車ユーザーの指導に努める。

(5) 自動車分解整備事業、指定自動車整備事業の適正化

ア 自動車の技術進歩に対応した適切な点検整備の確立、新技術の活用を図るため「技術資料の充実」及び「技術相談窓口の活用」等について、業界団体を指導し、新技術に対応した点検整備体制の充実強化に努める。

また、自動車の技術革新に対応して整備主任者の知識及び技能を向上させるため、法令主体の研修のほか、新機構、新装置等の実習を含む技術研修の充実に努め、資質の向上を図る。

イ 自動車分解整備事業における関係法令の遵守と点検整備の適正な実施を徹底させるため、自動車関係団体に指導体制の確立を図るよう指導する。

特に不正改造防止に関しては、敏速に対応できるよう体制を充実させるとともに、整備事業者に対して随時立ち入り検査を実施する等指導監督を強化する。

ウ 法令を遵守し、自動車の安全性を確保するため、指定自動車整備事業者に対する講習及び自動車検査員、整備主任者に対する研修を行い、遵守事項等の周知徹底を図る。

エ 指定自動車整備事業の適正な事業運営を推進するため、随時監査を実施し、整備不良及び不正改造の防止など指導監督を強化する。

(6) 乗合バス車両のバリアフリー化の推進

高齢者、身体障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、乗合バス車両のバリアフリー化を推進し、利用する高齢者、身体障害者等の移動に係る身体の負担を軽減することにより、移動の利便性及び安全性の向上の促進を図る。

3 リコール制度の充実・強化

実施機関	国土交通省関東運輸局山梨運輸支局
1 実施計画の方針及び重点	リコール制度の適正な運用と充実
2 実施計画の内容	自動車の設計や製作に起因する不具合による事故を未然に防止し、自動車ユーザー等を保護するためのリコール制度を適正に実施するため、自動車ユーザー等から安全や環境に影響を及ぼすと考えられる自動車の不具合情報の収集、提供を受けるための情報窓口である自動車不具合情報ホットラインの活用を図り、リコール対象車両の早期発見に努める。

4 自転車の安全性の確保

実施機関	県公安委員会（警察本部交通企画課）
1 実施計画の方針及び重点	(1) 自転車利用者に対する交通安全意識の高揚 (2) 灯火の取付けの徹底と反射器材の普及促進
2 実施計画の内容	(1) 自転車利用者に対する交通安全意識の高揚 ア 自転車安全利用五則を活用した自転車利用者に対する交通ルール・マナーの周知と街頭指導の強化等による改正された自転車の路側帯の左側通行を含む自転車のルールを遵守した安全利用の促進を図る。 イ 自転車利用者に対し効果的にルール周知を図るため、無灯火、二人乗り、信号無視、一時停止及び車道の右側通行等、歩行者や他の車両に危険を及ぼす違反等について街頭における積極的な指導啓発活動を推進するとともに、学校や地域と連携した小学生、中・高校生、高齢者に対する交通安全教育の充実強化を図る。 (2) 灯火の取付けの徹底と反射器材の普及促進 夜間における交通事故の防止を図るため、灯火の取付けの徹底と反射器材の普及促進を図り、自転車の被視認性の向上を図る。

第5 道路交通秩序の維持

1 交通指導取締りの強化等

実施機関	県公安委員会（警察本部交通指導課）
<p>効果的な交通指導取締り活動の推進</p> <p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>(1) 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進</p> <p>(2) 飲酒運転根絶に向けた取締りの一層の強化</p> <p>(3) 無免許運転の罰則強化等を踏まえた取締りの強化</p> <p>(4) 自転車に対する指導取締りの推進</p> <p>(5) 歩行者妨害違反に対する指導取締りの強化</p> <p>(6) 違法駐車対策の推進</p> <p>(7) 各種機器の効果的活用による指導取締りの強化</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>(1) 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進</p> <p>ア 取締りのあり方については、「交通事故抑止に資する取締り・速度規制等の在り方に関する提言」を踏まえ、限られた体制で交通事故の抑止に資する交通指導取締りをより一層推進するため、昨年1月から交通部で正式導入したGISシステム（交通事故分析システム）の活用により、交通実態や交通事故の発生状況等の分析結果から検証し、検証結果を取締り計画の見直しに反映させる、PDCAサイクルを一層機能させる。</p> <p>イ 交通事故の抑止、被害軽減等を図るには、総合的な速度管理が重要であることについて、交通指導取締りの効果を示すなど具体的かつ分かりやすい情報発信に努める。</p> <p>速度取締り指針の内容については、交通事故実態を初めとする道路、地域等の実情の変化を踏まえ、合理的かつ分かりやすく必要に応じ検証と見直しを図る。</p> <p>ウ 地域の交通実態や交通事故の発生状況を分析した上で、交通事故の多発する路線及び交差点において、赤色灯を点灯させた白バイやパトカーによる警戒活動を推進し通学時間帯や薄暮時間帯における街頭活動を推進する。</p> <p>(2) 飲酒運転根絶に向けた取締りの一層の強化</p> <p>ア 重大交通事故に直結する飲酒運転を根絶するため、飲酒運転の実態調査、分析により取締り時間、場所、手段等創意工夫を凝らした効率的な取締りを一層強化するとともに、飲酒運転を助長し容認する者の飲酒運転周辺3罪（車両等提供罪、酒類提供罪、同乗罪）を立件するほか、適切な広報により飲酒運転の危険性の周知を図る。</p> <p>イ 蛇行運転等の異常な運転行為については、飲酒運転、危険ドラッグを含む薬物の使用の疑いがあることを念頭に、道路交通法第66条違反等あらゆる法令の適用を視野に入れた厳正な取締りを推進する。</p> <p>(3) 無免許運転の罰則強化等を踏まえた取締りの強化</p> <p>無免許運転を認知した際の厳正な取締りに加え、無免許運転常習者の組織的な把握と資料化、情報の共有を図るなどして、無免許運転者に対する強力な取締りを推進する。また無免許運転や無免許ひき逃げ事件を検挙した際は、運転者のみならず、周辺者に対する徹底した捜査を行い、自動車等の提供及び要求・依頼しての同乗や教唆行為について確実な立件に努める。</p>	

(4) 自転車に対する指導取締りの推進

「自転車指導啓発重点地区・路線」を中心に、自転車利用者の無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止、歩道通行者に危険を及ぼす違反等に対する指導警告活動を一層強力に推進するとともに、自転車の制動装置に係る検査及び応急措置命令等を積極的に活用した制動装置不良運転の取締等、悪質、危険な違反者に対しては、積極的な検挙措置を講じる。

(5) 横断歩行者妨害違反に対する指導取締りの強化

県内では、歩行者の安全が守られるべき横断歩道上の交通事故が後を絶たない現状にあり、横断歩行者を含めた歩行者事故を防止するため、通学路を中心に横断歩行者妨害違反の指導取締りを強力に推進する。

(6) 違法駐車対策の推進

悪質性・危険性・迷惑性の高い駐車違反に重点を指向して、地域の駐車実態、地域住民の意見・要望等に即したメリハリのある取締りを推進する。

また、駐車監視員による放置車両の確認等に関する事務の適切かつ円滑な運用、違法駐車の実態を反映した取締り活動ガイドラインの定期的な見直し、悪質な運転主に対する責任追及の徹底、放置違反金制度による使用者責任の追及に努め、駐車秩序の確立を図る。

(7) 各種機器の効果的活用による指導取締りの強化

ア 各種取締り機器の整備充実に努めるとともに、交通事故に直結する著しい速度違反に対しては、高速走行抑止システム、車載式速度違反取締装置の有効活用により、取締りの強化を図る。

イ パソコン等を活用した交通事故原因の分析を踏まえて、事故抑止を図るための先制かつ効果的な取締りの強化を図る。

ウ 取締り場所の確保が困難な生活道路や深夜時間帯においても速度取締りが行える取締り用装備資機材を導入し、生活道路、通学路における取締りの強化を図る。

実施機関

国土交通省甲府河川国道事務所

1 実施計画の方針及び重点

直轄国道における特殊車両の取締の強化

2 実施計画の内容

特殊車両の通行許可制度（道路法47条の2）の徹底を図るため、所轄警察署の協力を得て、指導取締を行い、運転者及び運行管理者に車両制限令等の遵守を指導する。

実施機関	県公安委員会（警察本部高速道路交通警察隊）
<p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>(1) 高速道路における交通の安全確保</p> <p>(2) 高速道路における交通円滑化対策の推進</p> <p>(3) 重大事案発生時における被害の拡大防止と適正な交通事故事件捜査の推進</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>(1) 高速道路における交通の安全確保</p> <p>ア 重大事故に直結する速度超過や、それに伴って敢行されることが多い通行帯違反、悪質・危険性の高い飲酒運転を交通指導取締りの中心とするほか、迷惑性の高い車間距離不保持については、刑法犯での立件も視野に入れ、取締りの強化を図る。</p> <p>イ 交通事故発生時における車外放出や事故被害軽減のため、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト装着について、関係機関と協働した広報啓発活動の実施や指導取締りを強化し、装着率向上を図る。</p> <p>ウ 大型貨物自動車等による重大事故防止のため、過労・過積載などに対する指導取締りを強化するとともに、各種関係法令を適用して背後責任の追及を図る。</p> <p>エ 逆走事案等の発生を防止するため、道路管理者に対し、逆送・誤進入防止施設の増設について継続した働きかけを行うとともに、同事案発生時には迅速・的確な確保措置を講じるほか、一定の病気にかかっている疑いがある場合の通報等、適切な措置をとる。</p> <p>オ 「割込、脇見、路肩走行をしない。」といった高速道路を利用する際のルールや、車両の故障などにより、本線上で降車する際には、二次的事故防止のため停止表示器材を設置したうえで路外へ避難するなどの、緊急時の対処法について、広報啓発活動を推進する。</p> <p>カ 現在、延伸中の中部横断自動車道や、建設計画のあるスマートインターチェンジについては、計画段階からの道路管理者との協議を十分に行い、交通の安全に必要な対策の申し入れを行うなど、先行対策を推進する。</p> <p>(2) 高速道路における交通円滑化対策の推進</p> <p>ア 警ら活動や交通管制センター等との連携により、高速道路及び関係道路における交通情報を幅広く収集し、交通情報の迅速・的確な提供を推進する。</p> <p>イ 関係機関との連携を密にして、道路工事時期、規制方法等の調整、行楽期や旧盆期等の交通量増加時期における特別対策等、所要の交通渋滞緩和対策を推進する。</p> <p>ウ 交通事故発生時においては、滞留車両の早期排出、実況見分の迅速化、事故車両の早期排除の強化に努める。</p> <p>(3) 重大事案発生時における被害の拡大防止と適正な交通事故事件捜査の推進</p> <p>大規模な多重事故、危険物運搬車両による事故等重大事故が発生した際の被害の拡大及び交通の混乱を防止するため、初動措置要領を確認するための道路管理者、消防機関等と連携した総合的訓練の実施、装備資機材の整備を推進する。</p> <p>また、迅速かつ的確な初動捜査に加え、綿密な実況見分や科学捜査により徹底した事故原因の究明に努めるとともに、適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進する。</p>	

2 交通犯罪捜査及び交通事故事件捜査体制の強化

実施機関 県公安委員会（警察本部交通指導課）

交通犯罪捜査及び交通事故事件捜査体制の強化・被害者支援の推進

1 実施計画の方針及び重点

- (1) 悪質な交通事故事件等に対する適正かつ綿密な捜査の推進と捜査体制の強化
- (2) 科学的な交通事故捜査の推進
- (3) 被害者支援の推進

2 実施計画の内容

- (1) 悪質な交通事故事件等に対する適正かつ綿密な捜査の推進と捜査体制の強化

ア 適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するため、的確な捜査指揮体制と客観的証拠に基づいた立証措置を講ずるとともに、幹部による捜査の進捗状況等の的確な把握と捜査管理を推進する。

イ 捜査力を強化するため、技能指導官による教養、新任交通捜査員の育成教養を実施し、実務能力向上に努めるほか、悪質な交通事故事件等に対する適正かつ緻密な捜査の推進と捜査体制の強化、危険ドラッグを含めた悪質・危険性を伴う重大な交通事故事件及び事故原因の究明が困難な交通事故事件に迅速かつ的確に対応するとともに、客観的な証拠収集の徹底等ち密な捜査を推進するため、専任の交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官を効果的に運用し、交通事故現場捜査支援体制の充実を図る。

ウ ひき逃げ事故をはじめとする、重大な交通事故事件発生に伴う初動捜査を迅速かつ的確に推進するため、指定交通捜査員制度の効果的活用等による集中捜査体制の強化を図る。

エ 物件交通事故現場臨場省略制度及び交通事故情報管理システム（オンライン化による事故統計並びに交通事故捜査関係書類の作成）の効果的活用による省力化を推進して、重大交通事故等の現場捜査への警察力の強化を図るとともに、各種装備資機材の整備を促進する。

オ 悪質交通法令違反の根絶を期すため、運行管理、車両管理、労務管理等に係わる構造的違反に対する背後責任の徹底追及を図る。

カ 山梨運輸支局、損害保険会社、他関係機関等との連携を推進し、交通事故事件に係わる偽装事犯捜査の強化を図る。

キ 酒酔い運転や薬物運転等による重大交通事故について、危険運転致死傷罪、過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪等の適用に向けた捜査を積極的に推進する。

- (2) 科学的な交通事故捜査の推進

ア 科学的捜査を推進するため、交通事故鑑識官を効果的に運用し、現場資料の徹底した採取と各種捜査基礎資料及び鑑識装備資器材の整備充実を図る。

イ 証拠収集の万全を期すため、機動鑑識班との連携を強化するとともに、学識経験者等による鑑定を踏まえた捜査の推進を図る。

ウ 交通事故事件捜査に関する専門的な知識技能の修得のため、専科教養をはじめとした実践的な教養訓練の計画的推進を図る。

エ 現場痕跡等からの速度鑑定、拳動解析交通事故現場においたち密な捜査を徹底し、交通事故自動見分システム及び本年度導入予定の3Dスキャナの積極的活用を推進する。

オ 防犯カメラ映像等の客観的資料の収集を徹底し、入手画像からの速度鑑定や車種推定等への効果的な活用を推進するとともに、県内に6箇所設置されている交通事故自動記録装置及び2箇所設置されている常時録画式交差点カメラ等の積極的活用を推進する。

- (3) 被害者支援の推進（被害者支援及び交通事故被害者等に対する相談活動の実施等）

ア ひき逃げ事件、交通死亡事故、全治3ヶ月以上の重傷を負った事故及び危険運転致死傷罪等に該当する事件の被害者及びその家族又は遺族（以下「交通事故被害者等」という。）に対して、捜査状況等の連絡を行うほか、事故概要等の説明を求められた場合、適切な対応と交通事故被害者等の心情に配慮した適切な被害者連絡を行う。

イ 4ヶ国の外国語版を含む「被害者の手引き」及び「現場配布用リーフレット」の配布等により刑事手続き、損害賠償手続き等の教示、交通事故被害者等の救済を目的とする機関の紹介等、適切な相談活動を推進する。

3 暴走族対策の強化

実施機関	県リニア交通局（交通政策課） 県公安委員会（警察本部交通指導課）
暴走族及び違法行為を敢行する旧車會への対策の強化	
1 実施計画の方針及び重点	
(1) 取締り等の強化 (2) 総合的施策の推進	
2 実施計画の内容	
(1) 取締り等の強化	
ア 現場検挙等による暴走行為等の封圧	
暴走族による共同危険行為等を始めとする集団暴走事案に対しては、事前情報に基づく先制的な取締りを実施し、停止用資機材や暴走行為採証用資機材の導入を推進するとともに、これらの資機材の効果的活用を図り、あらゆる法令を適用して、現場検挙を強化する。	
イ 不正改造車両等に対する取締り	
騒音に係る整備不良車両運転、消音器不備、番号票表示違反等、車両の不正改造の取締りを強化する。また、車両の不正改造事案については、確実に整備通告を実施するとともに、道路運送車両法による整備命令制度の効果的な運用が図られるよう関係機関との連携を強化し、さらに、不正改造業者に対する取締りを強化する。	
ウ 暴走族グループ等の解体に向けた取組の強化	
あらゆる活動を通じて暴走族に関する情報収集を行い、暴走族グループの実態を把握するとともに、把握したグループ構成員については、組織的に個別指導・補導を実施してグループの解体、離脱及び再組織化の防止を図る。また、違法行為を敢行する旧車會グループについても、整備不良車両運転、消音器不備、騒音運転、番号票表示義務違反等の各種法令違反行為に対する徹底した取締りや使用車両の押収を行い、その解体を推進する。	
(2) 総合的施策の推進	
ア 関係機関との連携強化	
暴走族及び少年の非行防止に関する関係機関・団体等との連携を強化し、暴走族対策会議の活性化を図るとともに、暴走しにくい道路環境の整備、い集場所として利用されやすい施設の適切な管理、暴走行為を助長する自動車等の不正改造の防止、不正改造車に対する給油の自粛等措置について積極的に働きかける。	
イ 暴走族への加入防止対策の推進	
暴走族への人的供給を遮断するため、中学生等を対象とした交通安全教室等で暴走族の危険性・悪質性について理解を深めさせるなど効果的な暴走族加入防止対策を推進する。	
ウ 暴走族追放気運の醸成	
県民に対して「暴走を『しない』『させない』『見に行かない』」等の暴走族追放スローガンの徹底を図る。また、各種メディアに対し、暴走族による不法行為の実態、暴走族の取締り状況等について、タイムリーな素材を提供するとともに、各種広報活動等を通じて、暴走族追放気運の醸成を図るなどして、暴走族対策への県民の理解と協力の確保に努める。	

第6 救助・救急活動の充実

1 救助・救急体制の整備

実施機関	県防災局（消防保安課）
<p>1 実施計画の方針及び重点</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 救急・救助体制の充実(2) 中央自動車道等における救急・救助体制の充実(3) 救急・救助隊員の教育訓練の充実(4) 応急手当等の普及啓発の促進(5) 消防防災ヘリコプターによる救急業務の推進 <p>2 実施計画の内容</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 救急・救助体制の充実 交通事故による救急・救助や多数の負傷者を伴う大規模交通事故等に的確に対応するため、県下消防本部に対して高度な応急処置を行うために必要な高規格救急自動車、高度救助資機材を積載した救助工作車の整備を促進するとともに、関係機関との連絡体制を整備する。(2) 中央自動車道等における救急・救助体制の充実 中央自動車道消防相互応援協定等に基づき、関係機関相互の連携を強化し、中央自動車道、中部横断自動車道における救急・救助体制の一層の充実を図る。(3) 救急・救助隊員の教育訓練の充実 救急・救助業務の迅速かつ的確な遂行を図るため、山梨県消防学校において、救急隊員が行う応急処置の範囲の拡大に伴い設置された専科教育救急科の充実及び救助隊員が的確な救助活動ができるよう、高度資機材を使用した教育訓練の充実を図る。 また、救急救命士を含む救急隊員の知識・技術を高めるため、関係機関等が一体となったメディカルコントロール体制を確立し、救命率の向上を図る。(4) 応急手当の普及啓発の推進 事故現場に居合わせた者が、的確な応急手当が行えるよう、各消防本部において一般住民を対象とした講習会を開催するなど、より多くの住民に応急手当等が行えるよう普及啓発の促進を図る。(5) 消防防災ヘリコプターによる救急業務の推進 ヘリコプターは、事故の状況把握、負傷者の救急搬送に有効であることから、救急業務におけるヘリコプターの積極的な活用を推進する。	

2 救急医療体制の充実

実施機関

県福祉保健部（医務課）

1 実施計画の方針及び重点

- (1) 休日及び夜間診療体制の整備
- (2) 救命救急医療体制の整備
- (3) 救急医療情報システムの運営

2 実施計画の内容

- (1) 休日及び夜間診療体制の整備

休日及び夜間の救急医療体制として、当番医が特定の施設に交代で勤務するセンター方式、診療所が当番で診療に当たる在宅当番医制方式、病院が当番で診療に当たる病院群輪番制方式により、救急患者に対処する初期及び2次救急医療体制をとっている。

また、小児の救急医療体制として、小児初期救急医療センターでの初期救急及び小児病院群輪番制による2次救急医療体制をとっている。

これらの救急医療体制の円滑な推進及び一層の充実を図る。

- (2) 救命救急医療体制の整備

初期・2次救急医療の後方診療として、重篤救急患者に対応するため、県立中央病院救命救急センターに医師等が24時間常時待機するとともに、必要に応じて医師団が応援するオンコール体制が確立されており、全県下の救命救急医療（3次救急）に対処する体制をとっている。

また、救命率の大幅な向上や後遺症の軽減に向けて、県民に等しく高度・専門的な救急医療を提供するため、平成24年4月から、県立中央病院を基地局として山梨県ドクターヘリの運用を開始するとともに、平成26年8月から神奈川県及び静岡県との広域連携による相互支援を実施している。

- (3) 救急医療情報システムの運営

県下全域を対象に、インターネットを活用して医療機関の応需情報を収集し、搬送機関や住民へ情報提供を行うとともに、広域災害などに対応した情報システムにより、本県の救急医療体制を情報面から支援していく。

第7 被害者支援の充実と推進

1 自動車損害賠償保険制度の充実等

実施機関	国土交通省関東運輸局山梨運輸支局
<p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>(1) 検査対象外自動車の自動車損害賠償責任保険（共済）加入率の向上 (2) 監視活動の強化</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>(1) 検査対象外自動車の自動車損害賠償責任保険（共済）加入率の向上</p> <p>自動車損害賠償責任保険（共済）への加入促進については、従来から種々の対策を講じてきているが、軽二輪自動車及び原動機付自転車については、車検制度を通じた加入状況の確認ができないため、特にこれらの車両を対象として自動車輸送安全総点検及び自賠責制度PR実施期間（毎年9月）並びに全国交通安全運動実施期間中を重点に街頭検査等の機会を捉え、自動車損害賠償責任保険（共済）への加入を促進する。</p> <p>また、検査対象自動車においても、車検切れ等により未加入（未付保）が判明した場合は、警告書を交付するなど対応を強化する。</p> <p>(2) 監視活動の強化</p> <p>自動車損害賠償責任保険（共済）に加入していない軽二輪自動車及び原動機付自転車に対しては、指導員制度による監視活動を積極的に推進する。</p>	

2 損害賠償の請求についての援助等

実施機関	県県民生活部（県民生活センター）
<p>交通事故相談活動の推進</p> <p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>交通事故では、当事者（被害者・加害者）間の利害が相反し、主張がくい違い、紛争が生ずるケースが多い。</p> <p>交通事故相談を通じ、かかる紛争が速やかに終結するように助言することにより、被害者支援の充実に寄与するため、交通事故相談活動を推進する。</p> <p>2 実施計画の内容</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 専任相談員の研修会、講習会への積極的参加による資質の向上(2) 弁護士による相談の強化、充実(3) 巡回相談の実施(4) 広報媒体の活用並びにパンフレットの配布等による交通事故相談活動の周知徹底	

3 交通事故被害者支援の充実強化

実施機関

国土交通省関東運輸局山梨運輸支局

1 実施計画の方針及び重点

独立行政法人自動車事故対策機構が行う交通遺児等に対する育成資金等の貸し付け、交通遺児育成基金の行う交通遺児育成のための基金事業、学資負担の困難な交通遺児等に対する援助措置の充実を図るほか重度後遺障害者に対する介護料の支給等援助措置の充実に努める。

また、万が一県内で公共交通の事故が発生した場合、国土交通省に設置されている「公共交通事故被害者支援室」の現地窓口として、関係機関等の協力を得ながら、情報提供のための窓口機能を担う。また、被害者等がふたたび平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネートを行う。

2 実施計画の内容

(1) 交通遺児等の貸し付け事業

自動車事故によって一家の支柱である働き手が死亡したり、重度の後遺障害が残ることとなった被害者の子弟の健全な育成を図るため、中学卒業までの遺児等を対象とし、育成資金の無利子貸し付けを行っている。

平成30年1月末現在の交通遺児等貸し付け者数は、全国で126人（うち新規貸し付け者数は9人）、貸付金額は、29百万円となっている。

貸し付け対象者：自動車事故により死亡した者または重度の後遺障害が残った者の子弟で、その保護者が生活保護法の被保護者、所得税を納めることを要しない者等。

貸し付け金額：一人につき一時金155,000円

以後月額20,000円または10,000円

小学校及び中学校入学時に入学支度金44,000円

貸し付け期間：貸し付け決定時から中学校を卒業するまで

利子：無利子

返還方法：貸し付け期間終了後6カ月または1年の据置期間が経過したのち月賦または月賦・半年賦併用のいずれかによる原則20年間以内の均等分割返還。

ただし、高校、大学等への進学者は卒業まで返還を猶予

(2) 介護料の支給事業

介護料は、自動車事故が原因で、脳、脊髄または胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため終身就労ができず、移動、食事、排泄などの日常生活動作について、常時または随時の介護が必要な状態である方に支給する。

平成30年1月末現在の介護料支給者数は全国で4,658人（うち新規支給者数149人）、支給金額は2,360百万円となっている。

支給対象者

ア 自賠償保険等による後遺障害等級認定通知書が次のいずれかに該当するもの。

(ア)平成14年3月31日以前の事故 - 旧自賠法施行令別表の等級

・後遺障害等級が「1級3号」または「1級4号」の方（常時要介護）

・後遺障害等級が「2級3号」または「2級4号」の方（随時要介護）

(イ)平成14年4月1日以降の事故 - 自賠法施行令別表

・後遺障害等級が「1級1号」または「1級2号」の方（常時要介護）

・後遺障害等級が「2級1号」または「2級2号」の方（随時要介護）

注：「自賠法」とは、「自動車損害賠償保障法」のことをいう。

イ 次の方は所定の書式による診断書（事故後18ヶ月以上経過し症状が固定したと認められるもの）の提出が必要となる。

- (ア) 自賠責保険等による後遺障害等級が上記アのいずれかに認定されているが、紛失等により同認定通知書または写しを提出できない方。
- (イ) 自賠責保険等による後遺障害等級の認定を受けていない方

対象者が次のいずれかに該当するときは支給しない。

ア 自動車事故対策機構が設置した療護施設に入院したとき

イ 次の施設に入所している場合

- (ア) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく療養介護又は生活介護を受けて入所している障害者支援施設
- (イ) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく医療型障害児入所施設及び指定医療機関
- (ウ) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく特別養護老人ホーム
- (エ) 労働者災害補償保険法に基づく労災特別介護施設
- (オ) 後遺症が存するため治療及び常時の介護を必要とする者を収容する施設であって、家族等による介護を要しない施設

ウ 病院または診療所に入院したとき【ただし、家族による介護の事実がある場合を除く】

エ 労働者災害補償保険法の規定による介護補償給付または介護給付を受けたとき

オ 国家公務員災害補償法に基づく介護補償の給付を受けたとき

カ 地方公務員災害補償法に基づく介護補償の給付を受けたとき

キ 船員保険法に基づく介護料の給付を受けたとき

ク 介護保険法に基づく介護給付を受けたとき

ケ 民法その他の法律による損害賠償であって介護料に相当する給付を受けたとき

受給資格者の主たる生計維持者（ご家族等の中で所得の一番多い方）にかかる前年の合計所得金額が1千万円を超えると認められるときは、その年の9月から翌年の8月までの間は、介護料は支給できない。

支給金額

ア 月額で支給する。ただし、その月の介護に要した費用（訪問看護等在宅介護サービス、介護用品目限定購入）の負担額が上限額までの範囲内で支給額となりますが、当該額が下限額に満たない場合は、一律定額として下限額が支給される。

- (ア) 常時介護が必要な方のうち「重度後遺障害診断書」で症状が「最重度」とであると認められた方・・・68,440円～136,880円
- (イ) 上記(ア)以外で常時の介護が必要な方・・・58,570円～108,000円
- (ウ) 随時の介護が必要な方・・・29,290円～54,000円

イ 短期入院費用の助成

入院の期間が原則2日以上14日以内の場合に、その費用（室料差額及び食料費）について、1日あたり1万円で換算することとし、この額に、患者移送費及び短期入院・入所に係るヘルパー等費用の実額を別途加算する。ただし、年間45日以内かつ年間45万円以内の範囲内で上記アとは別枠で助成する。

(3) 公共交通事故被害者支援業務

事故発生直後の対応

事後が発生した直後から、被害者家族等からの相談・要望を伺いながら、以下の対応を行う。

- ・被害者の安否情報を収集・整理し、被害者家族等に提供
- ・被害者等のニーズに応じ、事業者等による避難場所・宿泊施設・交通手段の手配等をコーディネート
- ・警察・消防等に被害者等のニーズを伝達 など

中長期的対応

事故発生後一定期間が経過した後も、被害者等からの相談・要望を伺いながら、以下の対応を行う。

- ・事故当事者である交通事業者に対する指導・助言
- ・事故調査情報、規制の見直しに関する情報の提供
- ・生活相談、「心のケア」に関する相談を受け、関係機関を紹介 など

実施機関

甲府地方検察庁

1 実施計画の方針及び重点

- (1) 被害者等通知制度の適切な運用
- (2) 交通事故被害者等の心情に配慮した相談・支援業務の推進
- (3) 交通事故被害者等に対する支援活動に関する情報提供

2 実施計画の内容

- (1) 交通事故被害者に対し、被害者等通知制度により、事件の処分結果、公判期日、刑事裁判結果及び加害者の処遇状況等に関する情報を提供する。
- (2) 被害者支援員等により交通事故被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、検察庁における各種手続の手助けを行う。
- (3) 交通事故被害者等の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行う。

実施機関	県教育委員会（高校教育課）		
1 実施計画の方針及び重点			
公益財団法人山梨みどり奨学会において、昭和44年度から実施している交通被災遺児に対する奨学金等の給付事業を本年度も引き続き実施し、経済的な援助と精神的な支援を図る。			
2 実施計画の内容			
(1) 奨学金給付事業 保育所・幼稚園児、小学生、中学生 月額 3,000円を給付する。			
(2) 入学支度金給付事業 奨学金の給付を受けていた者が県内の高等学校等に入学した場合は、入学支度金50,000円を給付する。			
(3) 就職支度金給付事業 中学校及び高等学校等の卒業生が、卒業後1年以内に就職した場合は、就職支度金30,000円を給付する。			
平成30年度事業計画			
種 別	区 分	給 付 人 員 (人)	事 業 費 (千円)
奨 学 金	保 育 所 ・ 幼 稚 園 児	4	1 4 4
	小 学 生	1 9	6 8 4
	中 学 生	1 8	6 4 8
	小 計	4 1	1, 4 7 6
入学支度金	高等学校・各種学校生徒	1	5 0
	小 計	1	5 0
就職支度金	中学校卒業後の就職者	1	3 0
	高等学校(各種学校含)卒業後の就職者	2	6 0
	小 計	3	9 0
合 計		4 5	1, 6 1 6

2 鉄道交通の安全

第1 鉄道交通環境の整備

1 線路施設、信号、保安設備等の整備

実施機関	東日本旅客鉄道株式会社
<p>1 実施計画の方針及び重点 鉄道交通の安全対策については、近代化とともに線路の強化、風水害及び地震対策を強化推進する。</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>(1) 防災関係 橋梁の耐震補強の実施</p> <p>(2) 駅利便性向上 山梨市駅自由化通路・橋上化事業</p> <p>(3) 立体交差工事 甲府駅構内におけるこ線道路橋改築工事</p> <p>(4) 乗り心地向上 マクラギ等の材料交換</p>	

実施機関

東海旅客鉄道株式会社

1 実施計画の方針及び重点

東海道新幹線及び東海道本線の連絡線として、また、沿線の通勤、通学輸送、及び沿線観光地への安全安定輸送を確保し、路線の強化、災害防止対策等、鉄道環境の整備を強化促進する。

2 実施計画の内容

(1) 路線の安全

安全・安定輸送の確保及び乗り心地向上のため、線路を定期的な検査と日々の保守により維持・管理している。更に保守作業の機械化、検査の装置化・システム化により軌道の強化・改善に取り組む。

高い感度で設備や工事に内在するリスクを掘り下げ、安全に関する仕組みを再点検し、一層の事故防止に努める。

災害等の異常時に想定される様々な状況に適切に対応するため、実践的な訓練を繰り返し実施する。

(2) 雨対策

雨対策では、盛土や切取区間ののり面にコンクリート等の防護工や排水を促進するための排水設備を行う等の対策を実施する。

また、落石が発生するおそれのある箇所には、防護施設として落石防止工を整備する。

(3) 地震対策

地震による駅の吊り天井の脱落防止対策や、建替・耐震補強工事を進める。

(4) 技術開発の推進

状態監視技術等を活用した検査や保守の高度化・省力化、及び設備の維持更新におけるコストダウンにつながる技術開発を推進する。

各種災害等に対して、より安全性を高めるための技術開発を実施する。

実施機関

富士急行株式会社

1 実施計画の方針及び重点

沿線の皆様、通勤・通学のお客様並びに観光旅客の安全を確保するため、軌道の強化等鉄道環境の整備を強化促進する。

2 実施計画の内容

平成30年度計画

区 分	計 画 件 名	計 画 量	備 考
軌 道 強 化	軌道整備（通り整正）	500m	
	橋梁枕木の合成枕木化	24本	
	合成枕木化	60本	
	傷レール交換（ポイント部）	1箇所	
	重軌条化（ポイント部）	1箇所	
	ホーム点字タイル設置 （バリアフリー化）	240m	
電路施設整備	コンクリート柱化	10本	

第2 鉄道の安全な運行の確保

1 全般

実施機関	東日本旅客鉄道株式会社
<p>交通事故防止</p> <p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>春、秋の交通安全運動を実施して、踏切の無謀通行等鉄道交通の事故防止に努めるとともに、特に線路への置き石及び悪質な妨害行為が多発傾向にあるので、鉄道妨害防止運動を展開し、妨害行為の撲滅と、安全で快適な交通環境を確保するため、これらの対策と広報活動を積極的に推進する。</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>(1) 看板、チラシ、放送等により鉄道妨害防止を呼びかけ、鉄道交通の安全意識の高揚を図る。(年間)</p> <p>(2) 春の交通安全週間の期間中に市町村、警察署、会社等の協力のもと踏切事故の実設訓練を実施し、事故防止を図る。</p> <p>(3) 県・市町村広報紙による妨害防止への協力を要請する。(随時)</p> <p>(4) 自動車教習所、自治会、小学校、幼稚園、保育所などを対象に、妨害防止についての協力を要請するほか、広報活動を行う。(春、秋)</p> <p>(5) 線路、踏切道などを巡回・点検して指導を行う。</p> <p>(6) 警察当局による犯人捜査などの協力を得て、妨害行為の根絶を期する。(随時)</p> <p>(7) 踏切設備においては、しゃ断棹に発光材を取付け視認性の向上を図る。</p> <p>運転事故防止</p> <p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>鉄道の安全輸送を阻害する原因には、社員の取扱い錯誤、車両その他機器類の故障、踏切事故、強風、大雨、地震等の災害、外部の不法行為による妨害等多様化しているため、これら阻害事故に対応するため、その原因を究明し効果的な対策を樹立して、実効があがるよう各種運動及び諸対策を強力に推進する。</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>月別の各種運動と諸対策及び教育訓練の計画</p>	
月別	内容
4月	転入者の教育訓練、車両故障対策、踏切設備等の総点検、踏切事故防止キャンペーンの実施、春の全国交通安全運動の実施
5月	ゴールデンウィークの安全輸送
6月	事故復旧体制の再点検、沿線警備
7月	線路故障対策(7月～8月)、夏季安全安定輸送強化運動(7月～8月)、夏の交通安全運動(7月～8月)、踏切事故防止キャンペーンの実施
8月	台風対策、健康管理、防災対策
9月	秋の全国交通安全運動の実施、踏切事故防止キャンペーンの実施、要注意踏切対策、自動車運転による事故防止対策

月 別	内 容
10月	社員の異常時における教育訓練、雪害対策
11月	凍結による各機器の故障対策、運転事故防止運動、運転関係従事者の適性考査と適性管理教育、各職場間相互診断の実施
12月	年末・年始輸送安全総点検運動（12月～1月）旅客誘導案内の指導強化、踏切事故防止キャンペーンの実施
1月	凍結事故防止対策
2月	列車妨害防止対策、冬期傷害事故防止対策
3月	春の全国車両火災予防運動、異動期に伴う事故防止対策、年度末工事に伴う事故防止の推進、運転関係従事者の教育考査
その他	乗務員の添乗指導（随時）、運転取扱者及び運転士の執務実態監査（年4回）

気象情報の充実

1 実施計画の方針及び重点

防災情報システムにより、異常気象等の予報・警報等をローカルに把握できるようになったことから、鉄道交通の安全に関係のある異常気象に対し速やかに対応し、事故の防止軽減に努める。

2 実施計画の内容

- (1) 部内における雨量計、風速計、地震計等によるデータを総合した防災情報システムを活用し、正確な異常気象の状況をより早く通報して運転規制を厳正に行い、輸送の安全確保に努める。
- (2) 予報・警報等の伝達時間の短縮を図る。

交通事故防止

1 実施計画の方針及び重点

春及び秋の交通安全運動実施時に、掲示物、チラシ、放送等により、鉄道の安全な利用を周知すると共に、踏切道の安全な通行及び線路内立ち入り並びに鉄道妨害行為等の防止を呼びかける。

また、係員への教育を行い列車の警笛吹鳴励行、確実な停止処置及び巡回点検等の強化による事故防止を図る。

2 実施計画の内容

- (1) 幟旗、横断幕、放送及び注意看板増設並びに関係機関との連携によるPR活動等により鉄道事故防止を呼びかけ、踏切通行時及び鉄道利用時の安全意識の高揚を図る。
- (2) 小児の置き石や線路内立ち入り防止を訴えるチラシを沿線小学校に配布並びに踏切に危険行為防止の掲示を行い、児童の家庭を含めた事故防止の啓蒙を図るとともに学生児童等に対する啓蒙を行う。
- (3) 踏切施設の点検並びに事故防止機材の整備並びに4種踏切への簡易しゃ断桿設置を推進する。
- (4) 乗務員添乗指導により事故防止の為の要注意箇所に対する警笛吹鳴の励行及び危険防止のための早期ブレーキ操作の指導並びに駅施設点検の強化等の係員の安全確認について指導する。
- (5) 踏切以外の場所での立ち入り、横断による事故防止について、調査及び柵強化徹底並びに関係機関との協議を推進する。

運転事故、輸送障害の防止

1 実施計画の方針及び重点

事故防止技術向上及び異常時対応能力向上のために、時節に応じた各種訓練並びに点検を実施し、係員の取扱、車両及び各施設又は火災等部外原因に起因する事故並びに長時間にわたる運行障害の発生防止を図る。また、夏季の台風、大雨、冬季の雪霜害に対しては本社及び各職場長による対策徹底による障害発生防止を図る。

2 実施計画の内容

各種運動並びに教育訓練の計画

運動並びに教育訓練内容	実施時期
新規採用者教育訓練	採用時
事故惹起者教育訓練	毎月
春の交通安全運動	4月又は5月
異常発生時対応訓練	7月
夏季輸送安全総点検	7月～8月
大規模地震防災訓練	9月
秋の交通安全運動	9月
車両故障時の救援訓練	11月
年末年始輸送安全総点検	12月～1月
車両火災予防運動	3月
運転取扱者取扱訓練	年2回
運転取扱者考査	3月
乗務員の添乗指導	各種運動実施時等 随時

気象情報の充実

1 実施計画の方針及び重点

気象台からの異常気象情報収集並びに自所における気象観測体制（計器整備等）強化を行い、災害警備内規に基づき速やかに異常気象時の対応を行い、事故防止に努める。

2 実施計画の内容

- (1) 気象管理システムの改修及び各情報サイトからの情報収集を強化する。
- (2) 内規に基づいた弱点箇所における巡回点検を実施する。

2 気象情報等の充実

実施機関	東京管区気象台（甲府地方気象台）
<p data-bbox="261 432 624 465">1 実施計画の方針及び重点</p> <p data-bbox="284 501 1465 613">鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速に取り得るよう特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。</p> <p data-bbox="284 622 1465 692">また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、第3の6で述べた気象観測予報体制の整備、地震・火山監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。</p> <p data-bbox="284 701 1465 813">特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。</p> <p data-bbox="284 822 1465 934">また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報の鉄道交通における利活用の推進を図る。なお、噴火警戒レベルに応じて鉄道事業者等が取るべき防災対応について、平常時から火山防災協議会における共同検討を通じて合意を図る。</p>	

3 踏切道における交通の安全

第1 踏切道における交通の安全

1 全般

実施機関	東日本旅客鉄道株式会社
<p>踏切事故防止総合対策について</p> <p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>県の区域における踏切事故を防止するため、第10次交通安全基本計画に基づき、踏切道の立体交差化、構造改良、保安設備等の整備、交通規制、統廃合等、各種の施策を実施してきたことにより大幅に改善された。しかし、踏切事故はひとたび発生すると多数の死傷者を生ずるなど重大な結果をもたらすものであることから、対策が多数残されている現状をかんがみ、引き続き踏切事故防止のために総合的な対策を講ずる観点から実施する。</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>踏切施設の整備 舗装修繕</p> <p>踏切道の交通規制と交通の安全確保</p> <p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>踏切事故は、そのほとんどが人命にかかわる悲惨なものであり、依然として多発傾向にあるが、この原因は、踏切無謀通行によるものが多いので、標識類の整備を関係機関に要請、施設等の改善及び整備を図るとともに交通状況を勘案した交通規制を実施して、踏切道における事故防止を図る。</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>(1) 「とりこ」の脱出方法及び踏切非常ボタンの取扱方の周知徹底</p> <p>(2) 踏切照明設備及び注意標識の点検整備</p> <p>(3) 踏切及び線路の巡回強化</p> <p>(4) 安全通行のPR等広報活動の強化</p> <p>(5) 交通量の多い箇所を選定し「安全運行モデル踏切」に指定して安全通行意識の高揚を図るとともに、関係機関と連携を密にして、安全思想の普及と事故防止の啓発を行う。</p>	

3 交通規制について

- (1) 車両制限令（昭和63年7月17日、政令265号）により、道路幅員に対する通行可能な車両幅を制限されているので、このことを踏まえて踏切幅員3.5M未満の踏切は、大型車通行禁止（C規制）について、関係箇所と打ち合わせ調整を図り、実施できるよう取り組む。
- (2) 踏切幅員3.5M以上の無規制踏切でも、自動車の進出側に交差点又は曲がり角がある場合、大型車が1回で曲がりきれず当該車及び後続車が踏切内へ閉じ込められる危険がある。それら踏切についても同様、大型車通行禁止（C規制）ができるよう取り組む。
- (3) 第9次踏切事故防止総合対策計画で決定した、交通規制について関係機関と連携を保ち実施していく。
- (4) 交通規制 補修工事に伴い実施予定

実施機関	富士急行株式会社
<p>踏切道の整備</p> <p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>(1) 自動車通行量が多い踏切道を中心に、踏切保安設備、注意柵、看板等の施設改善による視認性向上並びに関係機関と連携した停止線等の設置を行い、踏切道における事故防止を図る。</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>(1) 視認性向上による安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報機の取替、警報灯のLED全方位化、夜間点滅灯の増設 ・遮断棹の視認性向上（タレベルトの設置、反射灯、反射テープの張替等）及び大口径化 ・停止線の設置要請 ・踏切防護柵の取替 ・踏切道敷板の整備 <p>(2) 認知症（徘徊者）、老人対策</p> <p>踏切道の交通の安全確保</p> <p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>(1) 踏切事故の原因で多い自動車等の無謀通行について、踏切保安設備、注意柵・看板等の施設改善による視認性向上並びに交通規制標識等の関係機関への設置要請を行い踏切道における事故防止を図る。</p> <p>(2) 道路管理者である関係自治体や地域と連携した交通安全対策を推進し、踏切道からの線路内立ち入り防止を図る。</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>(1) 注意看板の増設、防護柵の点検整備</p> <p>(2) 踏切照明設備、踏切敷板の点検整備</p> <p>(3) 警報機、遮断桿の点検の徹底</p> <p>(4) 安全な運行及び踏切通行のPR等の広報活動 （沿線小学校での安全教室、関係機関とのチラシ配布等）</p>	

山梨県交通安全スローガン

～ 乗せるのは 君の宝と その未来 ～

(平成28年度から平成32年度まで使用)